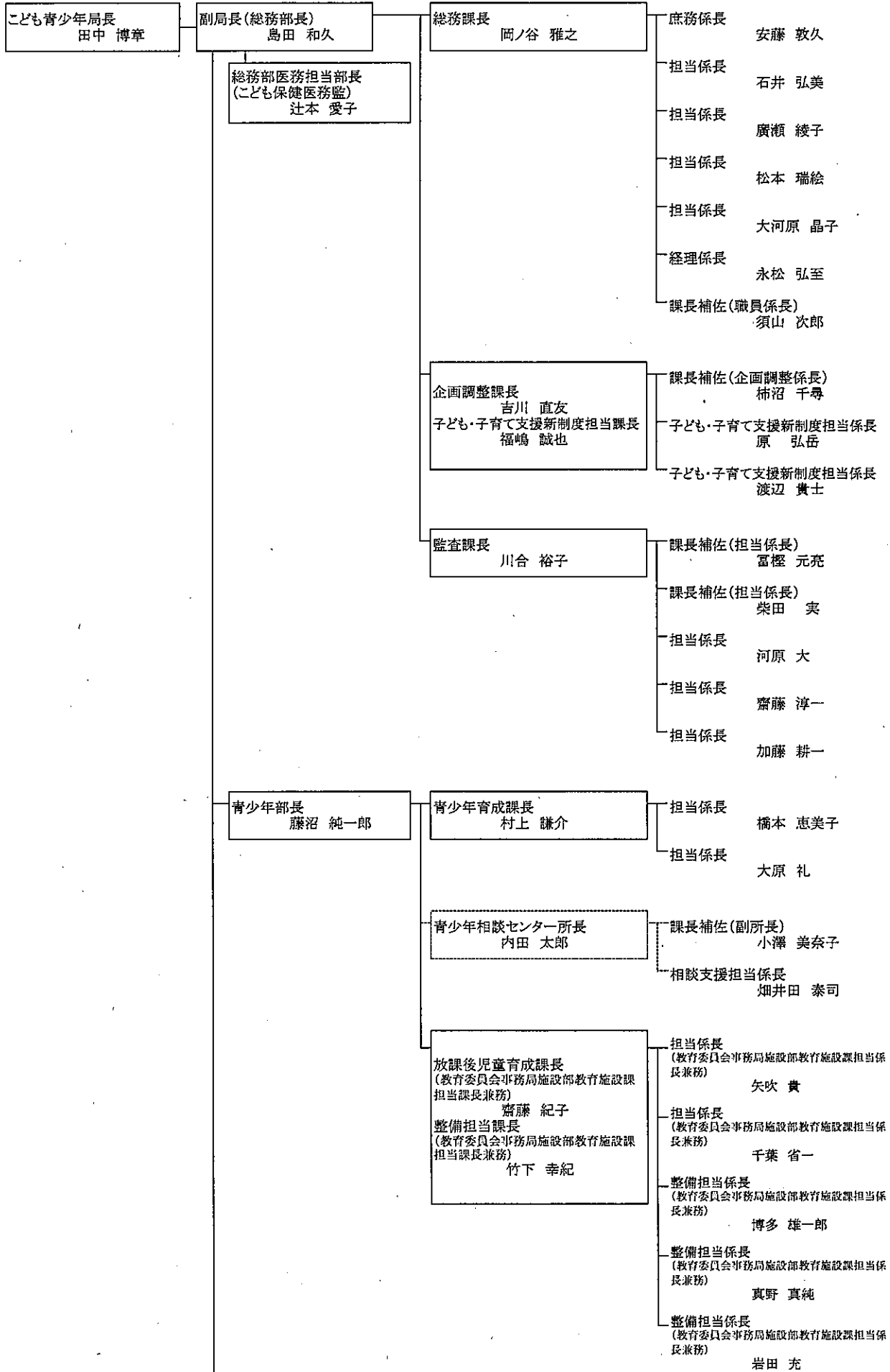


機構及び事務分掌

(平成27年5月)

こども青少年局



子育て支援部長
宮本 正彦
保育対策等担当部長
斎藤 功

子育て支援課長
齋藤 真美奈

子育て支援係長
名越 英治
担当係長
豊倉 麗子
幼児教育係長
馬淵 由香

保育・教育運営課長
竹田 良雄
運営指導等担当課長
石田 登
給付・支給認定担当課長
青木 正博
保育運営担当課長
古石 正史

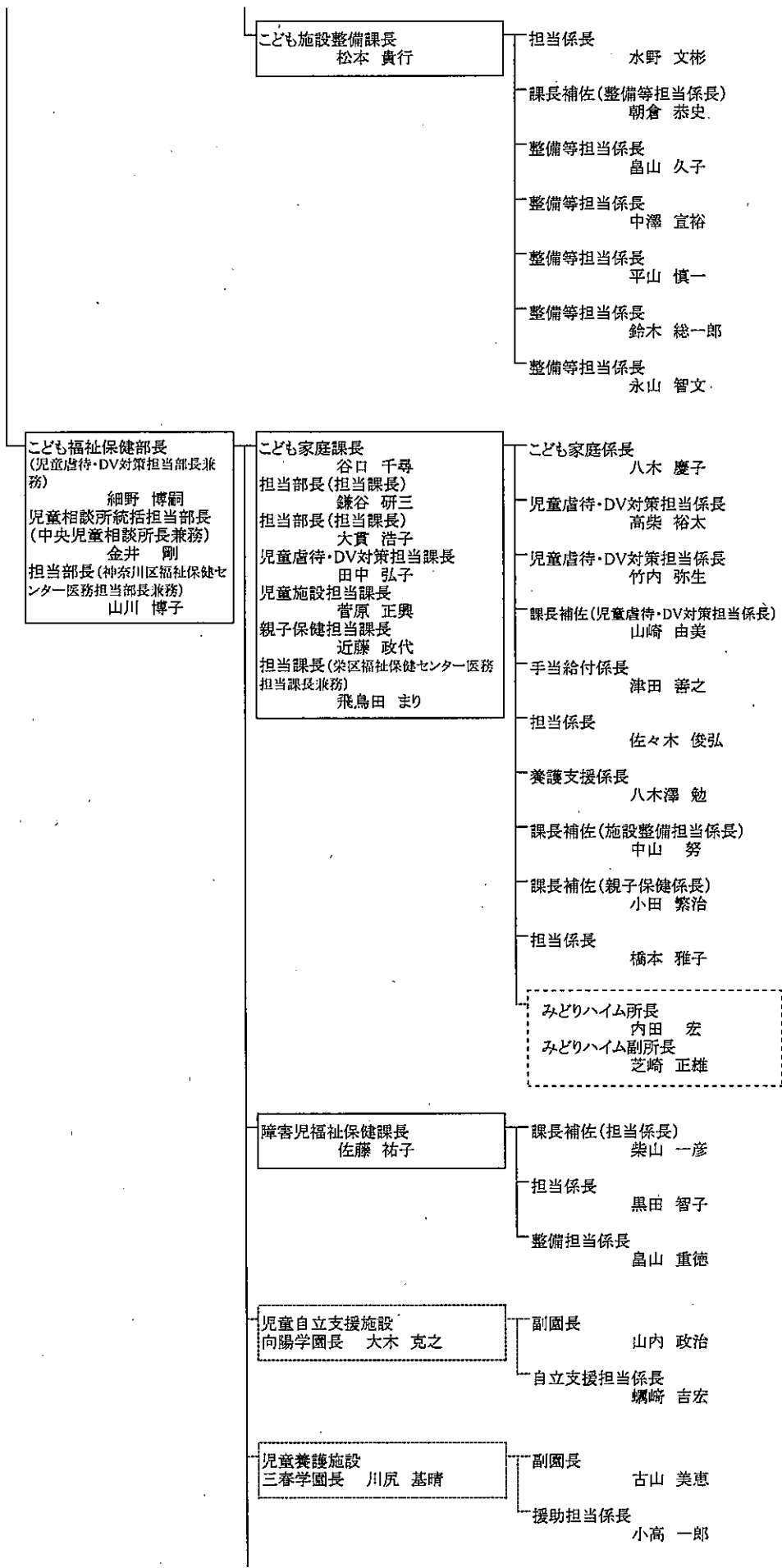
課長補佐(運営調整係長)
鎌田 学
担当係長
大岩 真人
運営指導係長
森兼 亜紀子
担当係長
尾崎 匡
指導等担当係長
長田 和彦
認可外保育所担当係長
遠藤 和宏
給付担当係長
村上 恵介
給付担当係長
冨田 倫子
支給認定・利用調整担当係長
片岡 翔太
保育運営担当係長
梅田 久嘉
課長補佐(保育運営担当係長)
高田 裕子
保育運営担当係長
宍戸 純子

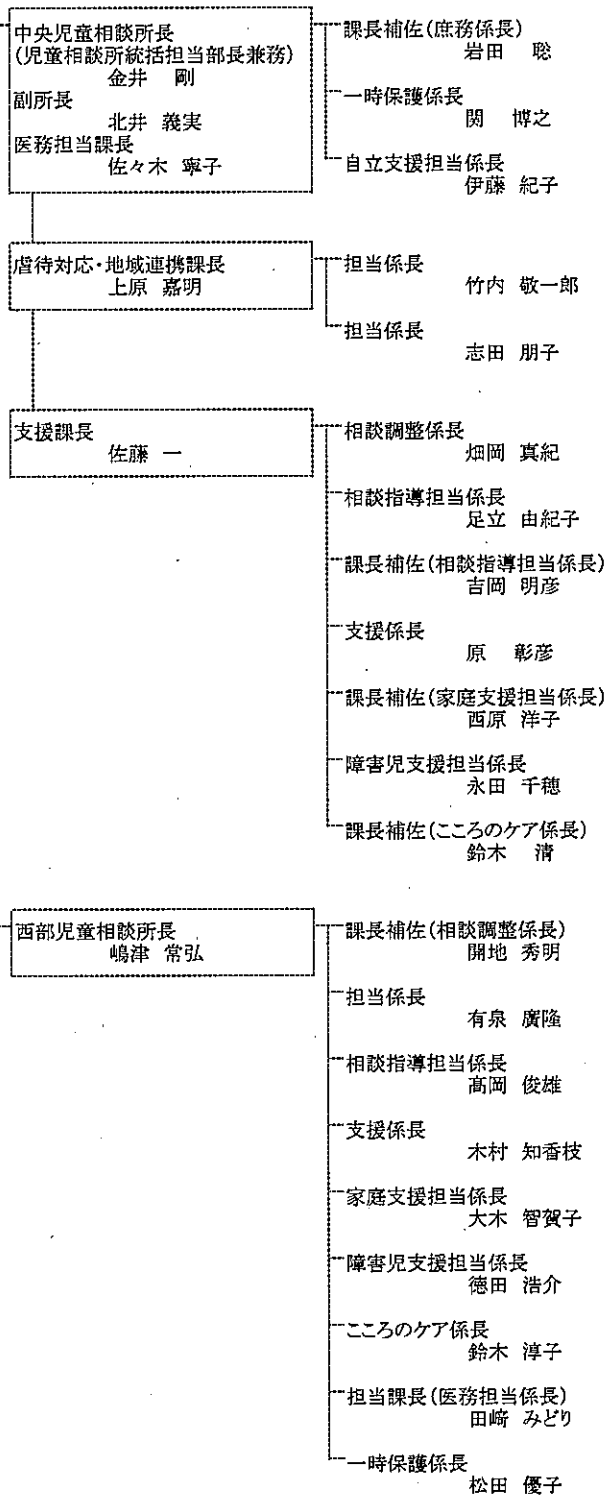
保育・教育人材課長
伊藤 ゆかり
幼・保・小連携担当課長
金子 正人

課長補佐(担当係長)
島田 恵
課長補佐(担当係長)
北見 智美
担当係長
宮本 里香
担当課長
(幼・保・小連携担当係長)
(教育委員会兼務)
齋來 生志子

保育対策課長
渋谷 昭子
担当課長
杉山 雅之
担当課長
岡本 今日子

課長補佐(担当係長)
安形 和倫
担当係長
澤田 亮仁
担当係長
真舘 裕子
担当係長
菊池 仁





南部児童相談所長 岡 聡志 一時保護所担当課長 國分 昭男	課長補佐(相談調整係長)	須藤 友美
	担当係長	紀 雅広
	相談指導担当係長	高嶋 優子
	支援係長	和賀 美穂
	家庭支援担当係長	吉田 真樹
	障害児支援担当係長	石神 光
	こころのケア係長	坂田 香織
	担当課長(医務担当係長)	田口 めぐみ
	一時保護係長	早川 和宏
	北部児童相談所長 清水 孝教 一時保護所担当課長 高添 純二	相談調整係長
担当係長		植田 雅子
相談指導担当係長		浅野 信
相談指導担当係長		根岸 桂子
支援係長		坂 清隆
家庭支援担当係長		袴田 一範
障害児支援担当係長		長尾 千加子
こころのケア係長		笠井 章
医務担当係長		渡邊 由佳
一時保護係長		神谷 直彦

こども青少年局事務分掌

総務部

総務課

庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局の危機管理に関すること。
- 4 他の部、課、係の主管に属しないこと。

経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 物品の出納保管に関すること。
- 4 局内の財産管理に関すること。
- 5 その他経理に関すること。

職員係

- 1 こども及び青少年に係る事業に従事する人材の研修及び育成等に関すること。
- 2 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- 3 局所属職員等の人事に関すること。
- 4 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
- 5 局内の組織に関すること。

企画調整課

企画調整係

- 1 こども青少年施策に係る総合的な企画、調整及び調査研究並びに局内の事務事業の調整に関すること。
- 2 こども及び青少年に係る統計調査に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- 3 横浜市児童福祉審議会に関すること。
- 4 横浜市子ども・子育て会議に関すること。
- 5 子ども・子育て支援新制度に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- 6 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進に関すること。

監査課

- 1 児童福祉に係る事業等の監査に関する企画及び連絡調整に関すること。
- 2 社会福祉法人（児童福祉に係る事業のみを行う法人に限る。）の設立、定款変更、解散、合併の認可等に関すること。
- 3 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督に関すること。
- 4 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令に関する

ること。

- 5 児童福祉施設等の監査に関すること。
- 6 児童福祉施設の建設に対する助成についての検査等に関すること。
- 7 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督に関すること。

青少年部

青少年育成課

- 1 青少年育成施策に係る企画及び調整に関すること。
- 2 青少年育成施策の振興に係る事業の実施及び調整に関すること。
- 3 青少年育成団体に関すること。
- 4 青少年指導員に関すること。
- 5 青少年施設及び横浜市青少年野外活動センターの運営管理に関すること。
- 6 公益財団法人よこはまユースに関すること。
- 7 部内他の課の主管に属しないこと。

放課後児童育成課

- 1 放課後児童育成施策に係る企画及び調整に関すること。
- 2 放課後キッズクラブ事業に関すること。
- 3 はまっ子ふれあいスクール事業に関すること。
- 4 放課後児童健全育成事業に関すること。

子育て支援部

子育て支援課

子育て支援係

- 1 子育て支援に係る企画及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- 2 地域における子育て支援の推進に関すること。
- 3 部内他の課及び係の主管に属しないこと。

幼児教育係

- 1 幼児教育に係る助成、支援及び振興に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

保育・教育運営課

運営調整係

- 1 保育所等の運営管理の総合調整に関すること。
- 2 市立の保育所の調整に関すること。
- 3 その他保育所等に関すること（こども施設整備課の主管に属するものを除く。）。

運営指導係

- 1 子ども・子育て支援法に基づく給付費の支弁及び委託費の支払に関すること。

- 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の保育・教育に係る助成に関すること。
- 3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の保育・教育に要した費用の利用者負担に関すること。
- 4 私立の保育所及び幼保連携型認定こども園並びに家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の改善命令、事業停止命令、認可の取消し等に関すること。
- 5 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者への措置の勧告及び命令、認可の取消し及び効力の停止等に関すること。
- 6 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の認可の取消しに関すること。
- 7 横浜保育室事業の運営等に関すること。
- 8 認可外保育施設の事業停止命令等に関すること。

保育・教育人材課

- 1 保育・教育に従事する人材の育成に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- 2 保育・教育の調査研究に関すること。
- 3 保育・教育の研究活動に対する指導、助言及び援助に関すること。
- 4 保育・教育に係る研修の企画及び実施に関すること。
- 5 保育所、認定こども園、幼稚園及び小学校の連携の推進に関すること。
- 6 保育所、認定こども園及び幼稚園と小学校の接続の推進に関すること。
- 7 保育所及び認定こども園並びに地域型保育事業の入所児童の歯科検診に関すること。
- 8 保育所及び認定こども園並びに地域型保育事業の給食指導に関すること。

保育対策課

- 1 待機児童対策に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。

こども施設整備課

- 1 保育所等の整備及び助成に関すること。
- 2 保育所の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の承認に関すること。
- 3 幼保連携型認定こども園の設置の認可及び当該施設の休止、廃止等の認可に関すること。
- 4 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の認可並びにこれらの事業の休止及び廃止の承認に関すること。
- 5 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- 6 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の認可に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

こども福祉保健部

こども家庭課

こども家庭係

- 1 市立の児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園及び心身障害児に関する施設を除く。養護支援係分担事務3を除き、以下この部において同じ。）等の企画及び設置に関する事。
- 2 母子福祉及び父子福祉に関する事（特別乗車券に関する事を除く。）。
- 3 寡婦福祉に関する事。
- 4 母子福祉及び父子福祉並びに寡婦福祉に係る社会福祉事業（母子福祉施設に係るものを含む。以下この部中「母子父子寡婦福祉事業」という。）の開始、変更、廃止の許可等に関する事。
- 5 母子父子寡婦福祉事業の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- 6 児童福祉、母子福祉、父子福祉、寡婦福祉に係る統計調査に関する事。
- 7 児童虐待防止に係る事務の企画及び総合調整に関する事（児童相談所の主管に属するものを除く。）。
- 8 児童相談所との連絡調整に関する事。
- 9 女性に係る福祉の調整に関する事（政策局男女共同参画推進課の主管に属するものを除く。）。
- 10 女性福祉相談に関する事。
- 11 部内他の課、係の主管に属しない事。

手当給付係

- 1 子ども手当、児童手当、特別児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。
- 2 特別乗車券に関する事（他の局の主管に属するものを除く。）。

養護支援係

- 1 児童福祉施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の承認に関する事。
- 2 児童福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- 3 児童福祉に係る社会福祉事業（児童福祉施設に係るものを除く。以下この部において「児童福祉事業」という。）の開始、変更、廃止の許可等に関する事（障害児福祉保健課及び他の部の主管に属するものを除く。以下この部において同じ。）。
- 4 児童福祉事業の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- 5 児童福祉施設及び里親への措置及び措置費並びに助産等の実施及び助産等の実施費用並びに法外扶助に関する事。
- 6 市立の児童福祉施設の運営管理に関する事。
- 7 里親の認定及び登録に関する事。

- 8 私立の児童福祉施設の建設に対する助成に関すること。
- 9 その他児童の養護に関すること。

親子保健係

- 1 母子保健に関すること(保健所事務分掌規則第4条こども家庭支援課の項第3号に掲げる事務を除く。)
- 2 母子の歯科保健に関すること。
- 3 不妊相談及び不妊治療費助成に関すること。
- 4 母子保健等に係る統計調査に関すること。

障害児福祉保健課

- 1 知的障害児、肢体不自由児等の心身障害児及び身体障害児(以下「障害児」という。)の福祉保健の推進に関すること(健康福祉局障害福祉課の主管に属するものを除く。)
- 2 発達障害者支援法(平成16年法律第167号)による発達障害児の福祉保健の推進並びに健康福祉局との連携及び調整に関すること。
- 3 障害児及び発達障害児の福祉保健に係る施策に係る企画及び調整に関すること。
- 4 障害児の福祉に係る社会福祉事業(障害児入所施設及び児童発達支援センターの心身障害児及び身体障害児に関する施設(以下この部中「障害児福祉施設」という。)に係るものを除く。)の開始、変更及び廃止の許可等並びに改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- 5 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による障害児に係る援護及び更生に関すること。
- 6 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児に係る援護及び更生に関すること。
- 7 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関すること。
- 8 身体障害者等に対する奨学金の支給に関すること。
- 9 学齢期の障害児及び発達障害児の支援に関すること。
- 10 障害児に係る福祉サービスの情報提供に関すること。
- 11 障害児に係わる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に係る事務並びに健康福祉局との連携及び調整に関すること。
- 12 市立の障害児福祉施設の企画及び設置並びに運営管理に関すること。
- 13 障害児福祉施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等に関すること。
- 14 障害児福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可等の取消し、その他の指導及び監督に関すること。
- 15 障害児福祉施設への措置、措置費及び法外扶助に関すること。
- 16 私立の障害児福祉施設の建設に対する助成に関すること。

平成 27 年 度

事業概要

こども青少年局

【目 次】

頁

平成27年度子ども青少年局運営方針	1
平成27年度子ども青少年局予算案総括表 ＜参考＞ 平成26年度 子ども青少年局3月補正（明許繰越費）事業	4
「子ども・子育て支援新制度」が始まります！	5
1 子ども・子育て支援新制度の推進 ○横浜市子ども・子育て支援事業計画の推進 ○利用者・事業者への周知・広報	7
2 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進 ○ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 ○子どもの事故予防啓発推進事業＜拡充＞ ○子どもの貧困対策に関する計画の策定＜新規＞	7
3 妊娠から産後までの途切れのない支援の充実 ○妊婦健康診査事業 ○歯科健康診査事業 ○こんにちは赤ちゃん訪問事業 ○育児支援事業 ○母子保健指導事業 ○不妊相談・治療費助成事業＜拡充＞ ○乳幼児健康診査事業 ○妊娠・出産サポート事業＜拡充＞	8
4 地域における子育て支援の充実 ○地域子育て支援拠点事業＜拡充＞ ○子育て支援者事業＜拡充＞ ○親子のつどいの広場事業＜拡充＞ ○横浜子育てサポートシステム事業＜拡充＞ ○保育所・幼稚園・認定こども園 ○乳幼児一時預かり事業＜拡充＞ 子育て広場事業＜拡充＞ ○子育て家庭応援事業	9
5 新制度における保育・教育の実施等 ○支給認定を受けた子どもの保育・教育＜拡充＞ ○保育・教育コンシェルジュの設置 ○延長保育事業 ○支給認定及び給付費の支給に関する事務＜拡充＞ ○補足給付費＜新規＞ （以下新制度外） ○新設園4・5歳児室を活用した ○保育料納付促進事業 年度限定型保育事業＜拡充＞ ○給食食材放射線測定事業 ○市立保育所民間移管事業 ○横浜保育室助成事業	11
6 多様な保育ニーズへの対応 ○一時預かり事業＜拡充＞ ○病児・病後児保育事業＜拡充＞ ○休日保育事業 ○24時間型緊急一時保育事業＜拡充＞	13
7 保育所等整備事業 ○保育所の整備＜拡充＞ ○小規模保育整備事業＜拡充＞ ○幼保連携型認定こども園の整備＜拡充＞ ○横浜保育室の認可移行支援＜拡充＞	14
8 保育・教育の質向上・保育士等確保策 ○保育・幼児教育の質の向上＜拡充＞ ○保育資源ネットワーク構築事業の充実＜拡充＞ ○保育・幼児教育研究事業＜拡充＞ ○保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の確保＜拡充＞ ○新制度下における研修・研究体制のあり方検討会の実施＜新規＞	15
9 幼児教育の支援 ○私立幼稚園就園奨励補助事業 ○私立幼稚園等補助事業 ○私立幼稚園等預かり保育事業＜拡充＞ ○私立幼稚園等特別支援教育費補助事業 ○私立幼稚園等一時預かり補助事業＜新規＞ ○私立幼稚園等施設整備費補助事業 ○新制度移行園に対する負担軽減補助事業＜新規＞ ○保育・幼児教育の質の向上＜拡充＞	17

10	放課後の居場所づくり ○放課後児童育成事業<拡充> ○プレイパーク支援事業	18	頁
11	すべての子ども・若者の健全育成の推進 ○青少年を育む地域の環境づくり ○青少年育成に携わる団体等の支援 ○青少年関係施設の運営等 ○横浜市子ども・若者支援協議会の運営	19	
12	困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実 ○青少年相談センターにおける相談・支援事業 ○地域ユースプラザ事業 ○若者サポートステーション事業 ○生活困窮状態の若者に対する相談支援事業 ○よこはま型若者自立塾 ○寄り添い型学習等支援事業	20	
13	地域療育センター関係事業 ○地域療育センター運営事業<拡充> ○地域療育センター学校支援事業 ○地域療育センター 発達障害児通所支援事業	21	
14	在宅障害児及び施設利用児童への支援等 ○障害児通所支援事業<拡充> ○学齢後期障害児支援事業 ○メディカルショートステイシステム事業 ○医療環境整備事業 ○障害児入所支援事業等	22	
15	障害児施設の整備 ○重症心身障害児施設の整備 ○既存障害児施設の再整備<拡充>	23	
16	社会的養護の充実 ○児童福祉施設の整備<拡充> ○里親推進事業 ○ファミリーホーム事業<拡充> ○自立援助ホーム事業 ○養育家庭支援機能の強化<拡充> ○施設等退所後児童に対するアフターケア事業<拡充> ○児童措置費等	24	
17	児童虐待防止への取組の充実 ○児童相談所の運営と機能強化 ○家庭訪問の充実 ○母子保健事業の充実 ○保育所等での見守り強化 ○養育家庭支援機能の強化<拡充> ○児童虐待防止啓発地域連携事業<拡充> ○施設等退所後児童に対するアフターケア事業<拡充> ○妊娠・出産サポート事業<拡充>	25	
18	ひとり親家庭等の自立支援 ○ひとり親家庭等の自立支援 ○寡婦(夫)控除のみなし適用<新規>	27	
19	DV被害者等対策事業 ○DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実 ○母子生活支援施設緊急一時保護事業<拡充> ○女性緊急一時保護施設補助事業 ○加害者更生プログラムへの運営費補助	27	
20	児童手当	28	
21	児童扶養手当等 ○児童扶養手当 ○特別児童扶養手当事務費<新規> ○特別乗車券の交付	28	
22	子育て世帯臨時特例給付金給付事業	29	
23	母子父子寡婦福祉資金貸付事業(母子父子寡婦福祉資金会計)	29	

平成27年度 こども青少年局 運営方針

I 基本目標

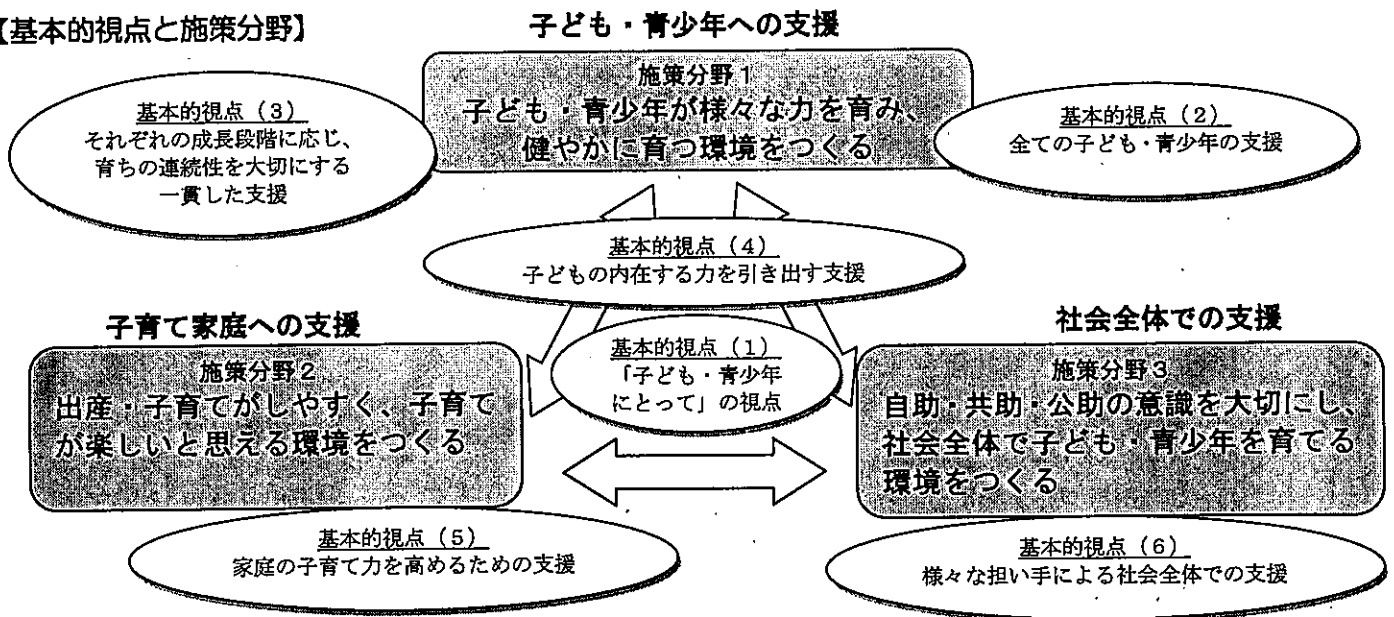
未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」の実現

II 目標達成に向けた施策

子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく「横浜市子ども・子育て支援事業計画～子ども、みんなが主役！よこはま わくわくプラン～」に沿って、幅広く本市の子ども・青少年のための施策を推進していきます。

＜ 子ども・子育て支援事業計画の施策体系 ＞

【基本的視点と施策分野】



【5か年（平成27～平成31年度）の基本施策】

施策分野1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

- 基本施策①乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援
- 基本施策②学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進
- 基本施策③障害児への支援
- 基本施策④若者の自立支援の充実

施策分野2 出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくる

- 基本施策⑤生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
- 基本施策⑥地域における子育て支援の充実
- 基本施策⑦ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止

施策分野3 自助・共助・公助の意識を大切にし、社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

- 基本施策⑧児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実
- 基本施策⑨ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にするまちづくりの推進

Ⅲ 平成 27 年度 重点的に取り組む施策

1 子ども・子育て支援新制度の運用（施策分野 1、2、3 関連）

幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める新しい仕組みとして、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、これらの法律に基づき、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

新制度では、様々な子ども・子育て家庭の状況や各事業の利用状況・利用希望を踏まえ、5 年を 1 期として策定する子ども・子育て支援事業計画に基づき事業を実施します。なお、本市では、当該計画を「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」を継承する計画としても位置付けて、幅広く本市の子ども・青少年のための施策を推進する計画としています。

2 保育所待機児童解消の継続（施策分野 1 関連）

平成 27 年 4 月 1 日の保育所等利用申請者数は 57,526 人で、昨年同時期と比較して 4,594 人増となっており、市民の保育所等利用への期待は高まり続けています。この期待に応えていくために、区局連携して、地域のニーズや施設・事業の状況を把握・分析し、既存資源を最大限活用したうえで、地域の実情に応じて、保育所・認定こども園・小規模保育・一時預かり等の整備を進めます。そして、多様な保育サービスを保育・教育コンシェルジュが一人おひとりへ丁寧にご案内していきます。

また、受け入れ枠の拡大と合わせて、保育士の確保にも引き続き取り組んでいきます。

3 放課後児童育成推進（施策分野 1 関連）

すべての子どもたちに豊かな放課後を過ごせる場所と機会を提供するとともに、いわゆる「小 1 の壁」といわれる課題に対応するため、増加する留守家庭の子どもたちの 19 時までの居場所を充実させます。小学校施設を活用する放課後キッズクラブの設置を進めるとともに、放課後児童クラブに対しては、「子ども・子育て支援新制度」への適合や耐震化の推進など、設置・運営について支援を行います。

4 児童虐待防止への取組の充実（施策分野 2、3 関連）

横浜市の児童相談所において、平成 25 年度に新たに把握した児童虐待件数は、1,159 件で、前年度に比べ 25% 増加し過去最多の件数になっています。平成 26 年 6 月に制定された「横浜市子供を虐待から守る条例」の趣旨を踏まえ、児童虐待死の根絶を目指し、児童虐待対策を総合的に進めていきます。また、「子ども虐待対応における連携強化指針」に基づいた区役所と児童相談所の連携を強化し、児童虐待の発生予防から、重篤化防止・再発防止に至るまで、児童虐待対策を総合的に進めていきます。

5 困難を抱える若者支援策の充実（施策分野 1 関連）

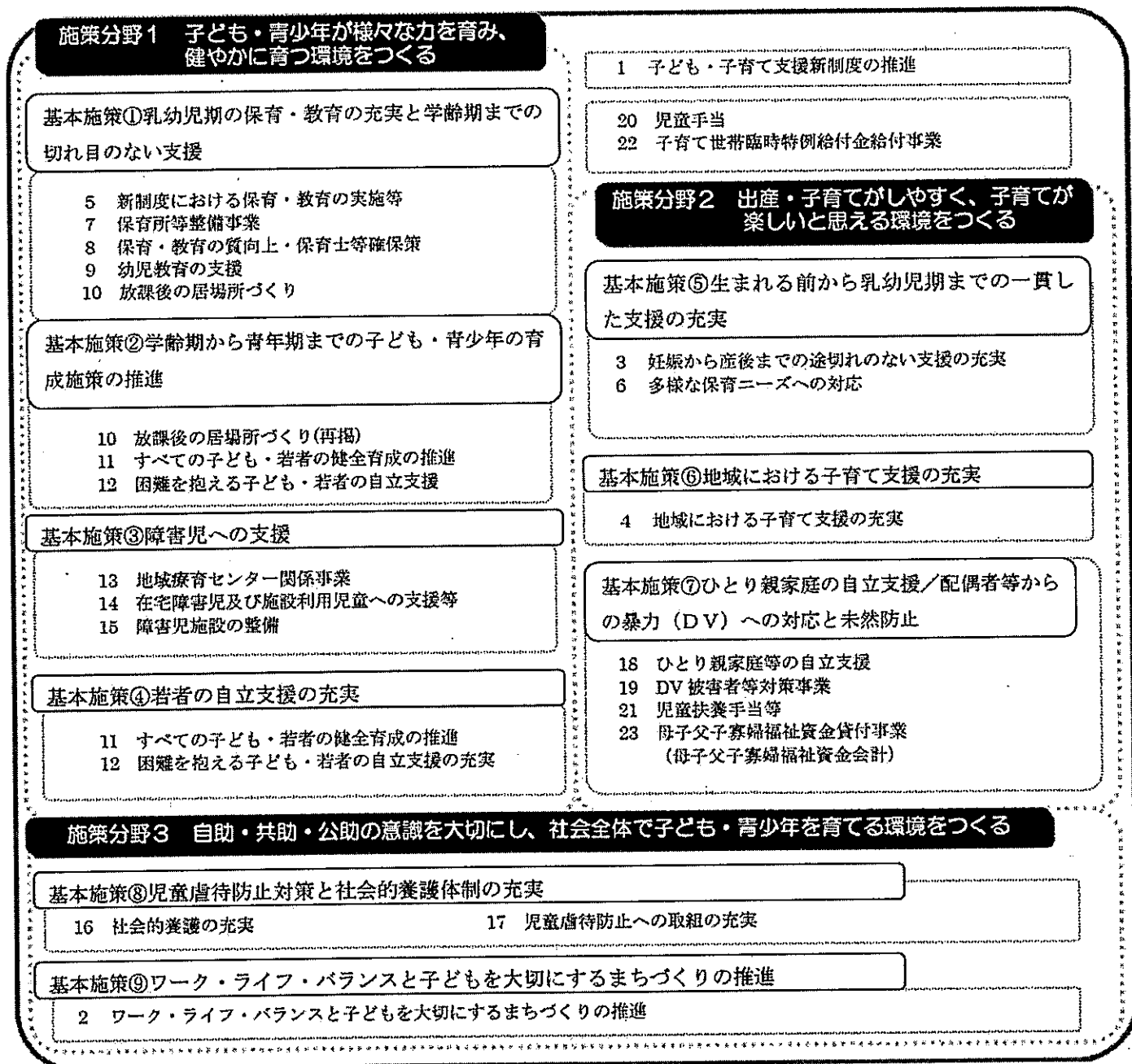
平成 24 年度の調査結果によると、ほとんど家から出ない状態が 6 か月以上継続している、いわゆる「ひきこもり状態」にある若者は、横浜市内で少なくとも約 8,000 人と推計されます。また、「無業状態」にある若者の推計人数は、少なくとも約 57,000 人です。社会参加から就労まで、若者が自立に向けて、階段を上るようにステップアップしていくことを支援するため、ひきこもりなどの困難を抱える若者の相談、回復期にある若者の居場所の提供、生活訓練の実施及び社会・就労体験や就労訓練等のプログラム提供など若者支援策を推進します。

Ⅳ 目標達成に向けた組織運営

職員一人ひとりが最大限に力を発揮し、さまざまな市民との連携・協働により、社会全体で取り組みます

<p style="text-align: center;">人材育成・チーム力</p> <p>職員の力を最大限に発揮できるよう人材育成に取り組むとともに、組織の枠を超えた、チーム力を発揮します。</p> <p>職員向け研修の実施や庁内外の研修の参加等を通じた人材育成に取り組みます。また、人材育成・チーム力の土台となる職員間のつながり・情報共有を大切に、改革推進委員会などを活用して「チーム子ども」の機運を醸成します。待機児童対策や虐待防止など全庁的な取組が必要な施策については、区役所や関係局など「チーム横浜」として取り組みます。</p>	<p style="text-align: center;">協働と共創</p> <p>市民、企業、民生委員・児童委員、NPO、医療機関、保育所、幼稚園や学校など様々な主体との協働、共創を図ります。</p> <p>特に、生まれる前から乳幼児期の子育て支援や様々な課題を抱えた子どもや青少年の支援では、子どもたちの周りに多くの関わり合いを見つけ、それぞれをつなぎ、共に育てていく関係を着実に広げていきます。</p> <p>また、物品の調達や委託業務の発注にあたり、市内中小企業への優先発注に取り組みます。</p>	<p style="text-align: center;">脱温暖化</p> <p>職員一人ひとりが、省電力や紙使用量の削減などに取り組みます。</p> <p>また、保育所などの幼児期の保育・教育基盤の整備に当たっての木材利用の促進や太陽光発電によるエコ保育所の取組、関連施設における節電対策を進めます。</p>
<p>ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p>職員、組織における仕事の進め方、時間の使い方などを見直し、休暇取得の促進、超過勤務の削減、男性の育児休業の取得促進など、ワーク・ライフ・バランスの推進に率先して取り組みます。</p>		

【 参考 】 < Ⅱ目標達成に向けた施策と平成 27 年度事業概要の関連項目 >



平成27年度 こども青少年局予算総括表

(単位：千円)

(一般会計)					
項目	26年度	27年度	差引	前年度比(%)	備考
こども青少年費	227,218,070	242,699,007	15,480,937	6.8	
青少年費	20,565,336	20,805,413	240,077	1.2	こども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	113,391,951	124,732,473	11,340,522	10.0	地域子育て支援費、保育・教育施設運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所等整備費
こども福祉保健費	93,260,783	97,161,121	3,900,338	4.2	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸支出金	640,037	633,405	△ 6,632	△ 1.0	
特別会計繰出金	640,037	633,405	△ 6,632	△ 1.0	母子父子寡婦福祉資金、水道、自動車及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	227,858,107	243,332,412	15,474,305	6.8	
(特別会計)					
母子父子寡婦福祉資金会計	956,666	1,327,645	370,979	38.8	母子父子寡婦福祉資金貸付金、事務費、公債費、一般会計繰出金
特別会計計	956,666	1,327,645	370,979	38.8	

※この冊子の中の数値は、各項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

<参考> 平成26年度 こども青少年局3月補正(明許繰越費)事業

国の26年度経済対策補正に盛り込まれた、「地域住民生活等緊急支援のための交付金(地方創生先行型)」を活用し、「横浜市中期4か年計画」の施策5「子ども・若者を社会全体で育むまち」の効果を高める事業を実施します。

1 困難を抱える若者のための地域サポートモデル事業 1,200万円

地域において若者を見守り、社会参加を支援できる環境づくりに向け、困難を抱える若者の現状理解を促進し、支援の裾野を広げるため、広報やセミナーを実施します。

2 宇宙・科学による夢づくり事業 4,300万円

宇宙・科学への関心をさらに高め、健やかな育ちを支援するため、JAXA(宇宙航空研究開発機構)と連携し、横浜こども科学館において、夢のある、魅力的な教室事業や企画展を実施します。

- 「子ども・子育て支援新制度」がはじまりました！ -

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートしました。

横浜市では、子どもの育ちの連続性を大切に、乳幼児期から青少年に至る成長を広い視野でとらえていくことを基本的な視点として、引き続き保育所待機児童対策に取り組むとともに、教育・保育の質の維持・向上、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業など在宅の子育て家庭への支援、放課後児童施策等を、切れ目なく総合的に推進していきます。

1. 主な変更点

(1) 市町村が制度の実施主体に

- これまで、制度によって都道府県と市町村とに分かれていた実施主体について、新制度では市町村に一本化されます。
- 市町村は、子ども・子育て支援の実施主体として、市民の子ども・子育て支援に関する利用状況と利用希望を把握したうえで事業計画を作成し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を計画的に提供する責務を負います。

(2) 幼児期の教育・保育を「個人への給付」として保障

3歳以上のすべての子どもへの教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、個人の権利として保障する観点から、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた個人への給付制度が導入され、いずれの施設・事業を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となります。

(3) 財源確保と公定価格の設定

- 社会保障・税一体改革において、「子ども・子育て」は社会保障分野の一つに位置付けられ、新たに財源が確保されることになりました。
- 新制度では、教育・保育等に通常要する費用である「公定価格」が設定され、公定価格に盛り込む質の改善などの事項・所要額は財源確保の状況により設定されています。

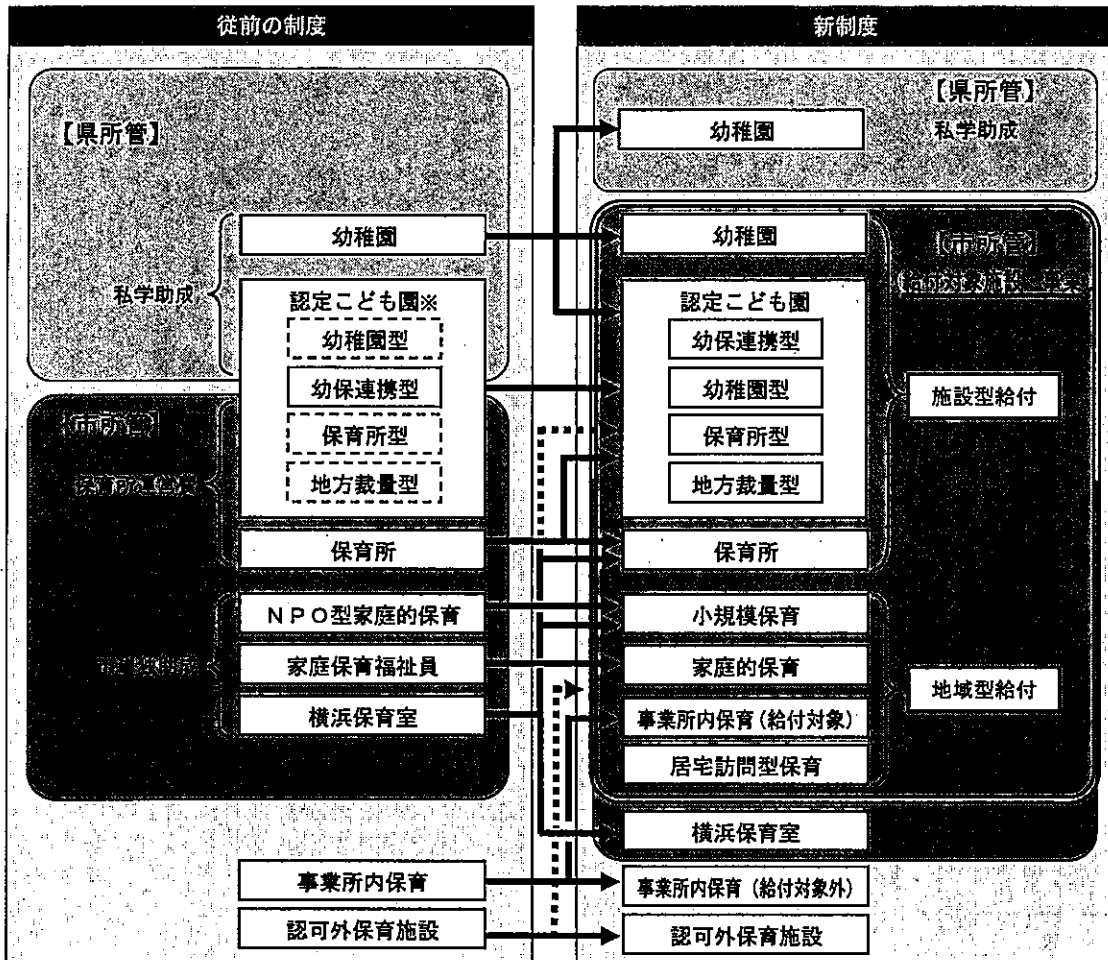
(4) 「地域子ども・子育て支援事業」の法定化

地域子育て支援拠点や放課後児童クラブなど様々な事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて実施することになります。

2. 給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付（義務的給付）	地域子ども・子育て支援事業（任意事業）
<p>《教育・保育給付》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■施設型給付 <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所 ■地域型保育給付…3歳未満児対象の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育（利用定員6人以上19人以下） ・家庭的保育（利用定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育 <p>《現金給付》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■児童手当 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦に対して健康診査を実施する事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・子育て短期支援事業 ・養育支援訪問事業等 ・病児保育事業 ・利用者支援に関する事業 ・時間外保育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・子育て援助活動支援事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な主体の参入を促進する事業

○本市施設・事業の従前の制度から新制度への移行の主なバリエーション



※27年4月現在、本市の認定こども園は幼保連携型及び幼稚園型です。

3. 支給認定

給付費の支給にあたっては、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、市町村が「支給認定」を行います。（利用する施設等によって、認定申請書の提出先は異なります。）

支給認定区分	実施年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定 ＜教育標準時間＞	3～5歳	なし	幼稚園、 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定※ ＜保育標準時間／保育短時間＞	3～5歳	あり	認可保育所、 認定こども園（保育所部分）
3号認定※ ＜保育標準時間／保育短時間＞	0～2歳	あり	認可保育所、認定こども園（保育所部分）、家庭 的保育、小規模保育、事業所内保育等

※保育の必要量に応じて「保育標準時間（11時間）」または「保育短時間（8時間）」に分類されます。

4. 利用者負担

- 新制度における利用者負担は**応能負担**を基本とし、**国が定める水準を上限として市町村が各認定区分（1～3号認定）・保育必要量（標準時間／短時間）ごとに定めることとされています。**
- 2・3号認定（保育所・地域型保育事業等）の利用者負担については、算定基礎となる税が所得税から市民税に変更となります。負担額は従前の制度と同程度の水準となるよう設定しています。
- 1号認定（新制度へ移行した幼稚園等）の利用者負担は**就園奨励補助金は支給されずに月々の負担額が所得に応じた額になります。**負担額は、市内の園の実態や就園奨励補助金を含めた実質的な負担水準及び保育所の負担水準等を勘案して、低中所得世帯を中心に軽減が図られるよう設定しています。

1		子ども・子育て支援新制度の推進		事業内容
				平成24年8月に子ども・子育て関連3法が公布され、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。 新制度の初年度となる27年度においては、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」の理念や目標を実現するための各種取組を進めるとともに、施設・事業者や利用者の方々に制度を理解し、十分にご活用いただけるようきめ細かな周知・広報に努めてまいります。
本年度		千円 13,765		1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の推進 1,000万円 (1) 事業計画の周知等 「横浜市子ども・子育て支援事業計画」の理念等を具体的な行動につなげるため、フォーラム等の開催により、市民の意識啓発を図ります。 (2) 子ども・子育て会議の開催 有識者や子育て支援者、教育・保育関係者、市民委員等からなる子ども・子育て会議において、事業計画の進捗状況や施設・事業者の確認等、新制度にかかる事項について審議します。 (3) 事業者意向調査 施設・事業者の平成28年度以降の施設類型の意向について、調査を行います。
前年度		33,655		
差引		△ 19,890		
本年度の財源内訳	国	-		
	県	-		
	その他	4		
	市費	13,761		
				2 利用者・事業者への周知・広報 377万円 子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を推進するため、事業者に対しては、具体的な事務の説明会開催や個別相談を実施するとともに、利用者に対しては、本市ホームページを活用するなどして、引き続き丁寧な情報提供を行います。

2		ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進		1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
				1,052万円
				社会全体で子育てに取り組む機運を醸成し、働きやすく子育てにやさしい職場環境づくりを促進・支援するため、企業向け研修の開催やパンフレットの発行を行います。 父親の育児・家事への関わり促進や、祖父母世代の自身の孫や地域の孫育てへの参加促進のための、啓発冊子作成やウェブサイト発信を行い、地域子育て支援拠点等が行う父親向け育児支援や孫育て支援の取組において活用します。 また、結婚や子育ての切れ目のない支援に取り組むため、セミナーの開催や啓発冊子の作成を行います。
本年度		千円 17,117		(1) 企業向け普及・啓発 (2) 市民向け普及・啓発 (3) ワーク・ライフ・バランス推進実行委員会の運営
前年度		9,000		
差引		8,117		
本年度の財源内訳	国	-		
	県	4,000		
	その他	180		
	市費	12,937		
				2 子どもの貧困対策に関する計画の策定<新規> 420万円 平成25年6月に制定された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、平成26年8月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、本市の子どもの貧困対策に関する計画を策定します。
				3 子どもの事故予防啓発推進事業<拡充> 240万円 子どもの事故予防に対する意識を高めるための啓発を行うとともに、保育園児や保育士に向けた運動指導研修を行います。 (1) リーフレット作成・配布及びホームページによる情報発信 (2) 保育園訪問運動指導の実施、保育士向け運動指導研修の実施 (3) 運動指導研修DVD作成<新規>

3	妊娠から産後までの途切れのない支援の充実		1 妊婦健康診査事業 24億8,212万円 妊婦健診について、母子健康手帳交付時に受診勧奨するとともに、その費用を補助します。 (延べ見込人数：376,340人)
	本年度	千円 4,535,112	2 こんにちは赤ちゃん訪問事業 9,072万円 子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を、地域の訪問員が区役所と連携して訪問し、育児情報の提供等を行います。 (訪問見込件数：25,229件)
	前年度	4,479,312	3 母子保健指導事業 8,075万円 母子健康手帳の交付、母親(両親)教室の開催、母子訪問指導員による新生児訪問等を行います。 (訪問見込件数：12,100件)
	差引	55,800	4 乳幼児健康診査事業 7億4,370万円 (1) 区福祉保健センターで4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、また、医療機関で生後12か月までに3回の乳幼児健康診査を実施します。 (2) 未受診者対策 乳幼児健診等の受診状況を「母子保健システム」で確認し、迅速に受診勧奨を行うとともに相談支援を実施します。
本年度の財源内訳	国	452,578	5 歯科健康診査事業 1億3,872万円 妊娠期から乳幼児期の歯科衛生を向上させるため、妊婦歯科健康診査を市内の歯科医療機関に委託して実施します。また、区福祉保健センターにおいて、乳幼児歯科健診・保健指導を行うほか、妊産婦・乳幼児に対する歯科相談事業を実施します。 (妊婦歯科健診受診見込件数：8,900件)
	県	52,165	
	その他	7,909	
	市費	4,022,460	
6 育児支援事業 1億6,952万円 (1) 育児支援家庭訪問事業 区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員(看護職嘱託員・アルバイト)が、子育ての不安や孤立感を抱え継続的な支援が必要と認められる家庭を訪問し、育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し、安定した養育ができるよう支援します。 (延べ訪問見込件数：4,527回)			(2) 産前産後ヘルパー派遣事業 育児への不安や負担が生じやすい妊娠中及び産後5か月未満の子育て家庭に対し、支援の必要がある場合、ヘルパーを派遣し家事や育児の負担を軽減します。 (延べ利用見込件数：6,780回)
7 不妊相談・治療費助成事業<拡充> 7億9,382万円 (1) 不妊・不育相談 不妊や不育等に悩む方に対し、区福祉保健センターでの女性の健康相談や医師・助産師による専門相談を実施します。			
(2) 特定不妊治療費の助成 不妊治療のうち、高額な治療費がかかり、医療保険が適用されない体外受精及び顕微授精について、経済負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成します。 (助成見込件数：6,100件)			(3) 妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発<拡充> 高校や大学等と連携し、妊娠・出産に関する正しい知識を啓発する冊子を配付するとともに、市民を対象とした妊娠・出産に関する講演会等を実施します。
8 妊娠・出産サポート事業<拡充> 3,576万円 (1) 妊娠・出産相談支援事業<新規> 予期せぬ妊娠など妊娠・出産について悩みを抱え、支援が必要な方への相談体制を整備し、妊娠から出産に至るまでの相談・支援を充実させ、児童虐待の予防につなげます。 (妊娠SOS相談窓口(仮称)設置1か所)			
(2) 産後母子ケア事業 心身ともに不安定になりやすい産後4か月までの時期に、市内の助産所等を活用し、母子デイケア・ショートステイサービスを提供することにより、産後の支援を充実させ、育児不安の早期解消を図ります。 (延べ利用見込人数：234人 延べ利用日数：1,046日)			(3) 産後うつ対策事業<新規> 産科医療機関と行政等による産後うつ対策に関する検討会を設置し、産後うつの早期発見とその後の支援のあり方を検討します。

4	地域における子育て支援の充実		事業内容 子育ての負担感や不安感を軽減するため、地域の子育て支援の総合的な拠点として各区に設置している地域子育て支援拠点の運営をはじめ、子育ての先輩や幼稚園、保育所、空き店舗など地域の資源を活用した交流、相談の場の充実を図り、地域ぐるみの子育て支援を実施します。
	本年度	千円 1,883,452	1 地域子育て支援拠点事業<拡充> 9億1,663万円
	前年度	1,711,973	(1) 地域子育て支援拠点の運営<拡充>
	差引	171,479	ア 実施内容 ①親子の居場所事業、②子育て情報の収集・提供事業、③相談事業、④子育て支援ネットワーク事業、⑤子育て支援関係者の人材育成事業 ⑥横浜子育てサポートシステム区支部事務局 順次、区支部事務局を区社会福祉協議会から地域子育て支援拠点に移管し、専任のコーディネーターを配置して、区支部事務局機能の強化を進めます。
	本年度の財源内訳		平成27年度移管区(1区): 栄区 (既実施区: 栄区、瀬谷区を除く16区)
	国	309,070	イ 実施か所数 継続18か所(全区)
	県	309,070	ウ 運営方法 子育て関連事業に取り組んでいるNPO法人、社会福祉法人等に委託して実施
	その他	10,532	
	市費	1,254,780	
(2) 地域子育て支援拠点における利用者支援事業の実施<拡充>			
<p>子育て家庭からの個別相談に応じ、家庭の状況やニーズにあった適切な地域の施設や子ども・子育て支援事業等の選択肢を提示し、円滑な利用へつなげる利用者支援事業を、全区で実施します(26年度は神奈川区でモデル実施)。</p> <p>また、実施にあたっては、各区の地域子育て支援の中核的な役割を担い、利用者支援をするうえで必要な機能、人材、情報、ノウハウなどを活かすことができる地域子育て支援拠点において、常勤の専任スタッフを1名配置します。</p>			
ア 実施時期 平成28年1月 全区で開始予定			
イ 実施か所数 新規18か所(1か所は26年度モデル実施から継続)			
(3) 地域子育て支援拠点に準じた拠点サテライト(仮称)の整備<新規>			
<p>乳幼児人口が多い区に、地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ拠点サテライト(仮称)を新たに整備します。</p> <p>既存の地域子育て支援拠点とは異なるエリアに設置し、その地域の中核として既存の拠点と一体的に運営します。</p>			
ア 実施内容 親子の居場所・交流、子育て情報の収集・提供、相談(ネットワーク、人材育成については既存拠点と一体的に実施。)			
イ 実施時期 平成28年3月開所予定			
ウ 実施か所数 新規1か所(港北区)			
2 親と子のつどいの広場事業<拡充> 3億3,128万円			
(1) 実施内容 親子の交流の場の提供、子育て相談の実施、地域の子育て関連情報の提供			
(2) 実施場所 商店街の空き店舗、マンション、アパート等			
(3) 実施か所数 新規5か所、継続50か所			
(4) 一時預かり事業 実施内容: 広場のスペースを活用した一時預かりの実施 実施か所数: 新規3か所、継続20か所 定員: 69人(前年度60人)			

3 保育所・幼稚園・認定こども園子育て広場事業<拡充>

2億4,609万円

(1) 実施内容

施設の地域開放、子育て相談、育児講座、園児との交流保育等の実施

(2) 実施か所数

ア 週3日以上開設する常設園 新規9か所、継続52か所

イ 開設日が週3日未満の非常設園 新規10か所、継続261か所

4 子育て支援者事業<拡充>

7,477万円

(1) 実施内容

保護者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流をすすめたり、相談に応じる子育て支援者会場を実施します。

実施開催数 新規2会場、継続176会場

5 横浜子育てサポートシステム事業<拡充>

3,368万円

(1) 実施内容

利用会員や提供会員として登録した市民が、地域の中で子どもを預け、預かります。

(2) 会員数（平成27年4月1日現在）

利用会員(7,970人)・・・市内在住で生後57日以上小学校6年生までの児童がいる方

提供会員(1,854人)・・・市内在住で健康で、子育て支援に理解と熱意のある20歳以上の方

両方会員(798人)・・・利用会員かつ提供会員の方

(3) 区支部事務局機能の強化（再掲）<拡充>【9ページ参照】

区支部事務局を区社会福祉協議会から地域子育て支援拠点に順次移管し、専任のコーディネーターを配置して、区支部事務局機能の強化を進めます。

平成27年度移管区（1区）：栄区

6 乳幼児一時預かり事業 <拡充>

2億7,139万円

(1) 実施内容

育児に対する負担感や不安の軽減と、短時間の就労をされている方の保育ニーズを満たすため、小規模保育事業に併設するなどして、認可外保育施設で一時預かり事業を実施します。

(2) 実施か所数、定員

8時間実施施設：新規1か所、継続8か所 126人（前年度実績105人）

11時間実施施設：継続11か所 165人（前年度実績180人）

7 子育て家庭応援事業

961万円

子育てを地域社会全体であたたかく見守り、応援する新たな文化を創り上げるため、小学生以下の子どものいる家庭の方や妊娠中の方が、ステッカーが掲示された協賛店で、ちょっとした心配りや、設備・備品の利用、割引・優待など、子育てを応援するサービスを受けられる事業（愛称「ハマハグ」）を実施します。

協賛店・施設数 4,540店舗・施設（平成27年3月末時点）

5	新制度における 保育・教育の実施等	
本年度	千円 97,160,210	
前年度	86,014,668	
差引	11,145,542	
本年度の 財源内訳	国	21,790,914
	県	11,630,248
	その他	17,258,516
	市費	46,480,532

事業内容

子ども子育て支援法に基づき、「教育・保育給付」の支給認定を受けた子どもに対する保育・教育を実施します。
また、各区に保育・教育コンシェルジュを設置し、適切な保育・教育につなげるための支援等を行います。

1 支給認定を受けた子どもの保育・教育<拡充> 822億451万円

給付の認定区分に応じた保育・教育を実施します。新制度で創設された施設型給付及び地域型保育給付、児童の処遇向上等のための市独自助成を給付対象施設・事業に支給し、保育・教育の質を確保し、安定的かつ継続的な運営を支援します。

(1) 施設型給付及び地域型保育給付<拡充> 647億6,690万円

ア 施設型給付費 618億2,669万円
保育所、幼稚園、認定こども園で認定区分に応じた保育・教育を実施します。

内訳	平成26年度末	平成27年度
民間保育所	526か所	564か所
市立保育所	88か所	86か所
幼稚園（給付対象施設）		38か所(22か所※1)
幼保連携型認定こども園	15か所	16か所
幼稚園型認定こども園		2か所
計	629か所	706か所(690か所)

※1：私立幼稚園等預かり保育事業により長時間保育を実施している園数
■利用見込児童数
1号認定：月平均 約10,800人、2・3号認定：月平均 約55,100人

イ 地域型保育給付費

29億4,021万円

小規模保育事業、家庭的保育事業(家庭保育福祉員)、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業で0～2歳児(3号認定)の保育を実施します。

内訳	平成26年度末	平成27年度
小規模保育事業	50か所※2	84か所
家庭的保育事業	52か所	47か所
事業所内保育事業		1か所
居宅訪問型保育事業		8か所
計	102か所	140か所

※2：小規模保育モデル事業及びNPO等を活用した家庭的保育事業の合計数

■利用見込児童数 月平均 約1,400人

(2) 保育・教育施設及び地域型保育向上支援費

174億3,761万円

施設型給付及び地域型保育給付の対象施設・事業に対して、児童の処遇向上等のため、本市独自の助成として、障害児・特別支援児童等の保育・教育のために保育士等を加配するための経費やアレルギー児童に対応するための経費、職員の処遇改善のための経費等を助成します。

ア 保育・教育施設向上支援費

166億4,433万円

保育所、幼稚園、認定こども園での保育・教育において必要な経費を助成します。

イ 地域型保育向上支援費

7億9,328万円

小規模保育事業、家庭的保育事業(家庭保育福祉員)、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業での保育において必要な経費を助成します。

2 延長保育事業

76億3,412万円

給付対象施設・事業に対し、各施設・事業者が定める保育時間を超えて延長保育を実施するために必要な経費を助成します。また夜間、保護者の就労等により保育に欠ける乳児、幼児の保育を実施します。

3 補足給付費<新規>

1,079万円

保育・教育に必要な物品の購入に要する費用等を各施設・事業者が実費徴収する場合に、国の制度に合わせて生活保護世帯に助成します。

4 保育・教育コンシェルジュの設置

9,613万円

保育・教育コンシェルジュを各区に配置し、保護者のニーズと必要な保育・教育を適切に結びつけ、待機児童の解消と子育て家庭へのサービス向上を図ります。なお、保育・教育コンシェルジュは新制度の利用者支援事業に位置付けられます。(18区27人)

5 支給認定及び給付費の支給に関する事務<拡充>

9億6,747万円

新制度の事務を集中化し、利用者及び施設・事業者向けのコールセンターを設置することにより、利用者・事業者の支援と効率的な事務執行を図り、円滑に制度を運営します。

(1) 利用者に対する支給認定・利用調整事務<拡充>

ア 利用者からの申請が集中する時期に申請書の受付や入力、認定証の発行等の事務を行う事務処理集中センターの運営

イ 利用者からの問い合わせに対応するコールセンターの通年実施等

(2) 施設・事業者に対する給付事務<新規>

ア 施設・事業者からの請求に基づく給付事務

イ 施設・事業者からの問い合わせに対応するコールセンターの設置等

(以下は新制度外の事業)

6 新設園4・5歳児室を活用した年度限定型保育事業<拡充>

6,048万円

新設保育所の4・5歳児枠は新規入所の希望が少なく、開設後2年程度は充足しないため、このスペースを活用し、保育所に入所できなかった1・2歳児を1年度限定、または2年度限定(27年度から新規実施)で受け入れ、事業実施保育所に対して運営費の一部を助成します。

平成27年度11か所(2年度限定:3か所、1年度限定:8か所(新規開所3か所・継続実施5か所))

7 市立保育所民間移管事業

4,920万円

28年度移管予定園2園の引継ぎ・共同保育、29年度移管予定園2園の移管先法人選考等を実施するとともに、既移管園へのアフターフォローを実施します。

8 保育料納付促進事業

5,095万円

保育料納付指導員による催告・納付指導などに加え、電話納付案内センターから初期滞納者への納付案内を行うことで、早期の未納解消に努めます。

9 給食食材放射線測定事業

2,123万円

市立保育所、民間保育所及び横浜保育室において、児童が喫食する前に、必要な検査を継続して実施します。

10 横浜保育室助成事業

60億6,534万円

本市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域の状況等を踏まえて横浜保育室として認定した施設に助成し、一定の保育水準の確保、保護者負担軽減を図ります。

(1) 施設数 119か所(前年度末 148か所)

(2) 定員数 4,128人(前年度末 4,980人)

(3) 主な助成内容

ア 基本助成費(児童1人あたり月額)

80,000円~81,500円(平均 80,600円)

イ 認可移行準備加算(児童1人あたり月額)

5年以内に認可保育所等を目指して移行計画を策定する横浜保育室に対し、保育士の配置に応じて加算。

(ア) 国の配置基準を満たした施設 7,800円

(イ) 本市の配置基準を満たした施設 21,000円

ウ 保育士雇用対策費

移行計画を策定する横浜保育室に対して、年度当初3か月に限り、定員分までの基本助成費を保障

エ 乳児保育、障害児保育、一時保育、3歳児助成、資格取得代替職員費、家賃助成費、事業費加算など

(4) 保育料 58,100円(月額上限)

一定の所得以下の利用者について、保育料を所得に応じて最大50,000円軽減

・保育料軽減助成額 10,000円~50,000円(軽減後保育料上限 8,100円~48,100円)

6		多様な保育ニーズへの対応	
本年度		千円 3,385,943	
前年度		2,914,415	
差引		471,528	
本年度の財源内訳	国	541,925	
	県	337,309	
	その他	50,615	
	市費	2,456,094	

事業内容

多様な保育ニーズに対応するため、保育所等での一時保育、幼稚園での一時預かり、休日保育、病児保育等を推進します。

1 一時預かり事業<拡充> 29億3,723万円

多様な保育ニーズに対応するため、一時預かり事業を実施します。

(1) 保育所等での一時保育<拡充> 9億7,168万円

就業形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の傷病等による緊急時の保育、保護者の育児不安の解消や負担軽減の保育などのため、保育所、幼保連携型認定こども園、横浜保育室で一時保育を実施します。

内訳	平成26年度見込	平成27年度
民間保育所	312か所	326か所
市立保育所	48か所	48か所
幼保連携型認定こども園	9か所	9か所
横浜保育室	112か所	99か所
計	481か所	482か所

(2) 乳幼児一時預かり事業(再掲)<拡充>【10ページ参照】

2億7,139万円

育児に対する不安や負担感の軽減と短時間就労のニーズに対応するため、小規模保育事業の併設や一般の認可外保育施設での一時預かりを実施します。

通常型：新規1か所、継続6か所、延長型：継続13か所

(3) 私立幼稚園等預かり保育事業<拡充> 15億342万円

保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応をするため、保護者の就労や病気などにより保育を必要とする在園児を対象に、常態的に長時間の預かり保育を実施します。実施か所：178園(前年度：160園)

(4) 私立幼稚園等一時預かり補助事業<新規> 1億9,074万円

新制度施行により都道府県だけでなく市町村による実施が可能になる一時預かり事業を新たに実施します。常態的に長時間の預かり保育を必要としない在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの理由を問わない一時的な保育ニーズに対応します。実施か所：100園

2 休日保育事業 3,545万円

日曜、祝日等の保育ニーズに対応するため、休日の保育と休日の一時保育を実施します。

	平成26年度	平成27年度
実施か所	10か所	12か所

(平成27年4月1日時点12か所)

3 病児・病後児保育事業<拡充> 3億4,517万円

病気または病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な児童の保育に対応するため、病児・病後児保育を実施します。

	病児保育	病後児保育
実施か所	19か所 (前年度 18か所)	4か所 (前年度同)
実施場所	医療機関に併設	保育所に併設
対象者	他の児童との集団保育が困難な病気の生後6か月～小学校就学児童までの児童	病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な生後6か月～小学校就学児童までの児童

4 24時間型緊急一時保育事業<拡充> 6,810万円

保護者の病気や就労等で緊急に児童を預ける必要が生じた場合に、24時間365日対応可能な一時保育を実施します。

・実施か所 3か所 (前年度 2か所)

7	保 育 所 等 業	
本 年 度		千円 5,344,990
前 年 度		5,622,941
差 引		△ 277,951
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	32,433
	県	3,289,247
	その他	87,103
	市 費	1,936,207

事業内容

待機児童解消に向け、必要な保育所や幼保連携型認定こども園の整備等を進めます。

1 保育所の整備<拡充> 28億2,037万円

(1) 新設 22億5,014万円

建物整備や民間ビルの内装整備に加え、川崎市との市境共同整備を含め、多様な手法により、24か所(定員増計1,870人)の整備を行います。

また、昨今の建設費上昇に対応し、引き続き整備を促進するため、建設費補助の単価を182,400円/㎡から217,100円/㎡に増額します。

(2) 老朽改築 5億7,023万円

民間保育所の老朽化に伴う改築について、26年度に着手した5か所(定員増計45人)を引き続き進めるほか、28年度以降に完了する事業として新規に4か所着手します。

2 幼保連携型認定こども園の整備<拡充> 10億8,486万円

既存の幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行に伴う整備について、建物を建設する費用や、既存施設の内装整備費用の一部を補助することにより、5か所(定員増計200人)の整備を行います。

3 小規模保育整備事業<拡充> 5億5,326万円

子ども・子育て支援新制度のもと、小規模保育事業(1か所当たり定員6~19人)について、34か所(定員増計547人)の整備を行います。

4 横浜保育室の認可移行支援<拡充> 8億8,650万円

新制度の給付対象施設(認可保育所)を目指す横浜保育室について、認可保育所の基準を満たすための改修等を助成し、25か所の認可移行を支援します。

【受入枠拡充の比較】

単位:人

H22	H23	H24	H25	H26	H27
2,831	4,334	5,849	2,623	3,654	3,337

H22~H26は実績値、H27は予算値

【27年度整備による受入枠拡充】

整備内容		箇所数	受入増(人)	開所予定
保 育 所 等 整 備 事 業	保育所の整備	29	1,915	
	新設	24	1,870	
	公有地貸付	4	510	28年4月
	法人所有地	2	150	28年4月
	民間ビルの改修等	16	990	28年4月
	市境共同整備	2	70	28年4月
	自主財源整備	—	150	28年4月
	老朽改築	5	45	
	26年度からの継続分	5	45	28年4月
	新規着手分(28年度以降完了事業)	(4)	(40)	※
幼保連携型認定こども園の整備	5	200	28年4月	
小規模保育整備事業	34	547	28年4月ほか	
横浜保育室の認可移行支援	25	449	—	
そ の 他	家庭保育福祉員	—	13	—
	地域型事業所内保育	1	5	—
	私立幼稚園預かり保育	12	208	—
合 計		—	3,337	

※28年度以降に完了する事業で、定員増数は外数

8	保育・教育の質向上・保育士等確保策		事業内容 子どもの豊かな育ちを保障するため、保育・教育の質の維持・向上を図ります。新制度施行に伴い、従来の研修や研究について改善を図るとともに、それぞれの保育資源に対応した人材育成の研修や研究体制を整備していきます。 また、保育・教育の基盤となる保育士・幼稚園教諭・保育教諭の確保を図る施策を推進していきます。
	本年度	千円 558,763	1 保育・幼児教育の質の向上<拡充> 9,958万円 (1) 保育・幼児教育職員等研修事業<拡充> 5,326万円
	前年度	252,115	ア 保育・幼児教育職員等研修 従来の対象である保育所、幼稚園、認定こども園、横浜保育室に加え、小規模保育事業や家庭的保育事業等の保育・教育施設事業の職員を対象とした研修を推進します。職員一人ひとりが仕事に対する誇りを持ち続け、専門性や実践力の向上を図れるように体系的に育成していきます。職種や経験年数別の研修体系を整えるとともに、開催時期・場所・時間帯等を工夫するなど、研修に参加しやすい体制を整えていきます。また、区役所において、地域の課題に即した研修を開催するなど、充実を図ります。
	差引	306,648	・参加定員 32,000人(前年度 11,869人) ・講座数 60講座(前年度 53講座)
	本年度の財源内訳		イ 幼保小連携・接続に関する研修
	国	244,344	
	県	0	
	その他	241	
	市費	314,178	
<p>幼児期の保育・教育と小学校教育の円滑な連携・接続を目指すために、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等の職員を対象に、ワークショップ型の合同研修会を行い、園と学校の相互理解を深めます。</p> <p>また、地域ぐるみでの円滑な連携・接続を目指すため、近隣の園児と児童との交流会や、保護者・地域と共に学ぶ子育て講演会等の研修を推進します。</p> <p>・幼・保・小接続期研修会 年4回:参加人数 2,000人(前年度参加人数 年4回:1,467人) ・幼・保・小教育連携研修会 年1回:参加人数 1,950人(前年度参加人数 年1回:1,688人) ・幼・保・小区教育交流事業 18区合計:参加人数 153,500人(18区合計 前年度参加人数 166,275人)</p> <p>(2) 第三者評価・自己評価の取組の推進(一部再掲) 4,632万円 認可保育所等の第三者評価の受審費助成を引き続き実施します。また、小規模保育事業者などの地域型保育事業者等についても、第三者評価基準を検討していきます。 併せて、自園の保育・教育を振り返り改善する「自己評価」の取組を推進し、子どもが乳幼児期にふさわしい生活を送り、一人ひとりの発達が促されるような保育・教育環境の維持・向上を図ります。</p> <p>2 保育・幼児教育研究事業<拡充> 2,701万円 (1) 保育・幼児教育研究 <拡充> 日々の保育実践を通して明らかになった課題について、保育・教育の望ましいあり方を探る研究に取り組み、保育・教育についての理解を深め、職員の実践力を高めていきます。保育所や幼稚園でこれまで行われてきた研究を基盤に、公開保育や実践研究発表等の体制を整え、保育・教育に携わる職員が共に学び合う機会を拡充します。</p> <p>(2) 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する研究事業<拡充> 幼児期から小学校以降にわたり、子どもたちの育ちと学びが連続性・一貫性をもったものとなるように、平成24年に策定した「育ちと学びをつなぐ～横浜版接続期カリキュラム～」の考え方に基づき、実践を通じた研究を行います。実践研究は、「幼・保・小連携推進地区事業」や「接続期カリキュラム実践事例研究」のこれまでの実践成果を基に、多面的に研究を行い、改訂の準備を進めます。</p> <p>・幼・保・小連携推進地区事業 36地区継続 (26年度実施施設数合計 116園・校)</p>			

3 新制度下における研修・研究体制のあり方検討会の実施<新規>

125万円

新制度下の保育・教育の質の維持・向上を図るため、研修・研究のあり方を検討する検討会を開催します。検討会は、学識経験者を含め、保育・教育施設の施設長等で構成し、これまでの保育・教育の研修・研究に加え、地域型保育事業者等の研修や認定こども園における保育教諭の研修のあり方などを検討します。

4 保育資源ネットワーク構築事業の充実<拡充>

1,529万円

平成23年度から26年度までに行ったモデル事業の成果を踏まえ、保育・教育の質の向上と地域子育て支援の充実を目的とした保育資源ネットワーク構築事業を実施します。

これまで構築したネットワークを活用して、保育資源間での保育・教育に関する実践研修や公開保育等を実施するとともに、情報交換・ノウハウの共有化を進め、保育・教育の質の向上を目指します。また、地域の保育資源が手をつなぎ、子育て支援の充実を図ります。

・保育資源・・・認可保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、横浜保育室、認可外保育施設、地域子育て支援に関わる施設(地域子育て拠点等)等

5 保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の確保<拡充>

4億1,563万円

(1) 保育士・保育所支援センター事業

473万円

保育士確保策を強化するため、保育士・保育所支援センターを県、政令市、中核市と共同運営し、求職者の相談、就職先の紹介を行います。

あわせて、センターが所有する保育士情報を活用しながら、本市の保育士確保に繋がる様々な取組をさらに充実させます。

(2) 就職支援講座・就職面接会<拡充>

2,128万円

保育士資格を持ちながらも、現在、保育士として働いていない、いわゆる潜在保育士を主な対象として、専門職としての知識・技術及び最新の保育状況等を学び、保育施設へのスムーズな就職につなげることを目的として、講義と現場実習を行う就職支援講座を開催します。

また、私立保育園園長会や幼稚園協会、ハローワークと連携して、保育・教育施設の運営事業者等が参加する就職面接会を開催します。

・就職支援講座実施回数 5回(前年度4回)

・就職面接会実施回数 6回(前年度5回)

(3) 保育士資格・幼稚園教諭免許取得支援事業<拡充>

1,603万円

保育所等が雇用する保育士資格を有していない保育従事者が、保育士資格を取得するために要した受講料及び代替保育従事者の雇用費等の補助を行います。

また、幼保連携型認定こども園における保育教諭確保を目的とする特例制度を活用した、保育士資格及び幼稚園教諭免許を取得するために要した受講料等の補助を行います。

さらに、保育士試験により資格取得を目指す、市内保育施設従事者を支援するために、保育士資格試験直前対策講座を開催します。

(4) 保育士宿舍借り上げ等支援事業<拡充>

3億7,360万円

ア 保育士宿舍借り上げ支援事業

市内保育所等を運営する民間事業者が、雇用する保育士向けに、宿舍を借り上げるための補助を行います。また、補助対象を小規模保育に従事する保育士にも拡大します。

・助成数 593戸(前年度 100戸) うち小規模保育:43戸(新規)

イ 保育士専用事業所内保育事業

保育所等で仕事と子育てを両立できる職場環境を整備するため、保育士専用事業所内保育施設を設置する整備費と運営費を助成します。

・運営費助成 2か所(前年度1か所) ・整備費助成 1か所(前年度0か所)

9	幼児教育の支援	
本年度		千円 8,054,043
前年度		9,217,642
差引		△ 1,163,599
本年度の財源内訳	国	1,692,834
	県	101,845
	その他	274
	市費	6,259,090

事業内容

私立幼稚園の園児の保護者負担軽減を図る就園奨励補助や私立幼稚園等が実施する預かり保育、特別支援教育費等の補助、保育・教育の質の向上に向けた研修・研究事業を行います。

1 私立幼稚園就園奨励補助事業<拡充> 57億5,968万円

私学助成を受ける幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担軽減を図るため、保育料の一部を補助します。また、市民税非課税世帯及び市民税所得割非課税世帯について、更なる負担軽減を図ります。

区分	市民税額	対象園児分布率(%)		補助単価(円)(年額)	
		H26	H27	平成26年度	平成27年度
A	生保	0.04	0.03	308,000()	308,000()
B	非課税	3.98	3.81	199,200()	272,000()
C	所得割非課税	0.46	0.45	199,200()	272,000()
D	77,100円以下	5.41	5.66	132,200(17,000)	132,200(17,000)
E	211,200円以下	45.29	41.78	107,200(45,000)	107,200(45,000)
F	211,200円超	44.82	48.27	48,000(48,000)	48,000(48,000)

※子ども2人世帯で、第1子が在園している場合。()内は市単独分

2 私立幼稚園等預かり保育事業(一部再掲)<拡充> 15億342万円 【13ページ参照】

保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、保護者の就労や病気などにより保育を必要とする在園児を対象に、常態的に長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対して運営費を補助します。また、認定こども園や給付対象施設となる幼稚園への移行を支援します。

平成26年度(予算)		平成27年度(予算)	
園数	月平均人数	園数	月平均人数
160園	4,328人	178園	4,721人

※平成26年度認定済園数は170園
(平成27年3月31日現在)

<移行支援策>

- ①認定こども園への移行を目指す幼稚園及び認定こども園で、預かり保育従事者が全て有資格者の場合、有資格者加算補助(新規26園+継続74園)
- ②幼稚園型認定こども園への移行を目指す園に対する防災対策等の整備費助成(10園)
- ③給付対象施設となる幼稚園・認定こども園における保護者利用料を世帯収入に応じた負担に変更<新規>

3 私立幼稚園等一時預かり補助事業(再掲)<新規>【13ページ参照】 1億9,074万円

新制度施行により都道府県だけでなく市町村による実施が可能になる一時預かり事業を新たに実施します。常態的に長時間の預かり保育を必要としない在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な保育ニーズに対応します。(園数 100園、年間延べ利用人数 264,610人)

4 新制度移行園に対する保護者負担軽減補助事業<新規> 6,479万円

給付対象施設に移行する幼稚園・認定こども園において、移行により継続利用の園児の保育料が増えた場合に、移行前の保育料との差額相当分を補助する経過措置を行い、保護者負担を軽減します。

5 私立幼稚園等補助事業 1億2,700万円

幼稚園・認定こども園に対し、施設・設備の整備等の経費の一部を補助し、教育条件の維持及び向上を図り、もって幼児教育の健全な発展に役立てます。(対象園 280園(前年同))

6 私立幼稚園等特別支援教育費補助事業 1億5,860万円

私学助成を受ける幼稚園や幼稚園類似幼児施設に在園する障害児に対する教育が、障害の種別・程度などに応じて適切に行われるよう、その経費の一部を補助し、障害児の教育に役立てます。
(対象者 793人 補助単価 上限20万円/人・年)

7 私立幼稚園等施設整備費補助事業 3,000万円

1件200万円以上の園舎修繕工事について補助し、幼稚園・認定こども園の良好な教育環境を確保します。
(対象園 30園(前年度10園増) 補助額 補助対象経費×1/2(上限100万円))

8 保育・幼児教育の質の向上<拡充>(再掲)【15ページ参照】 1億4,313万円

子どもの豊かな育ちを保障するため、保育・教育の質の維持・向上を図ります。新制度施行に伴い、従来の研修や研究について改善を図るとともに、多様な保育資源に対応した人材育成の研修や研究体制を整備していきます。

- ①保育・教育施設職員等研修、幼保小連携・接続に関する研修、第三者評価・自己評価の取組の推進
- ②保育・教育の望ましいあり方を探る研究、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する研究の推進
- ③新制度下における保育・教育の質の維持・向上に向けた研修・研究体制のあり方検討会の実施
- ④保育・教育の質の向上と地域子育て支援の充実を目的とした保育資源ネットワーク構築事業の充実

10	放課後の居場所づくり	事業内容 すべての子どもたちに、豊かな放課後を過ごせる場所と機会を提供するため、すべての小学校で「はまっ子ふれあいスクール」から「放課後キッズクラブ」への転換を進めるとともに、「放課後児童クラブ」に対する支援を推進します。「放課後キッズクラブ」への転換までは、「はまっ子ふれあいスクール」を、引き続き実施します。 子ども・子育て支援新制度に対応するため、拡大する児童数に応じた支援単位を設定し職員配置を行うとともに、長時間開設加算の増額（放課後児童クラブ）や障害児受入加算の増額等を実施します。
本年度	千円 5,977,560	
前年度	4,972,859	
差引	1,004,701	
本年度の財源内訳	国	1,381,666
	県	751,672
	その他	1,807
	市費	3,842,415
		<p>1 放課後児童育成事業<拡充> 59億4,462万円</p> <p>(1) 放課後キッズクラブ事業 <拡充> 22億4,372万円</p> <p>学校施設等を活用し、留守家庭児童を含むすべての児童を対象にして、安全で快適な放課後の居場所を確保し、児童の健全な育成を行います。横浜市子ども・子育て支援事業計画に基づき31年度までの5か年で全ての小学校の「はまっ子ふれあいスクール」を「放課後キッズクラブ」へ転換します。</p> <p>ア 運営か所数 109か所（新規46か所と合わせH27年度末に155か所）</p> <p>イ 対象児童 原則として、当該実施校に通学する小学生で、参加を希望する児童</p> <p>ウ 開設日 毎週月曜日から土曜日まで（日曜、祝日、年末年始を除く）</p> <p>エ 開設時間 平日：放課後～19時 土曜日・長期休業日等：8時30分～19時</p> <p>(2) はまっ子ふれあいスクール事業 18億809万円 学校施設を活用して、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、児童の創造性や自主性、社会性を養い、健やかな成長を支援します。</p> <p>ア 運営か所数 237か所（うち46か所は年度内にキッズクラブへ転換。転換後191か所） ※特別支援学校5か所含む</p> <p>イ 対象児童 原則として、当該実施校に通学する小学生で参加を希望する児童</p> <p>ウ 開設日 毎週月曜日から土曜日まで（日曜、祝日、年末年始を除く）</p> <p>エ 開設時間 平日：放課後～18時【充実型】放課後～19時 土曜日・長期休業日等：9時～18時【充実型】8時半又は9時～19時</p> <p>(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） <拡充> 18億9,281万円</p> <p>ア 放課後児童クラブの運営支援<拡充> 地域の理解と協力のもと、保護者の就労等により留守家庭となる、児童の保護及び遊びを通じた健全育成を行います。</p> <p>(ア) 運営か所数 224か所（新規9か所、継続215か所）</p> <p>(イ) 対象児童 市内在住の小学生の留守家庭児童で、入会を希望する児童</p> <p>(ウ) 開設日 毎週月曜日から土曜日まで（日曜、祝日、年末年始を除く）</p> <p>(エ) 開設時間 平日：放課後～18時（クラブによっては18時以降も開設） 土曜日・長期休業日等：9時～18時（クラブによっては9時以前及び18時以降も開設）</p> <p>イ 放課後児童クラブの移行支援<拡充></p> <p>(ア) 分割及び移転準備補助（分割8か所：移転17か所） 面積基準及び耐震基準を満たすため、クラブの分割、移転についての費用を補助します。</p> <p>(イ) 安全確保のための家賃補助（36か所） 面積基準及び耐震基準を満たした施設に移った場合、家賃補助の上限額を月額15万円から月額20万円に増額します。</p> <p>(ウ) 放課後児童クラブの運営に関する中間支援モデル事業を継続します。（1区）</p> <p>2 プレイパーク支援事業 ※環境創造局との共管事業 3,294万円 地域主体で、公園の一部を「子どもの自由な遊びの場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。</p> <p>(1) 支援対象 25か所（登録22か所、試行3か所）</p> <p>(2) 開設日時 週4回～月1、2回、概ね10時～17時（実施場所及び季節により異なる）</p> <p>(3) 支援内容 プレイリーダーの派遣・人材養成、コーディネーターの派遣等</p>

11	すべての子ども・若者の健全育成の推進		事業内容 地域の環境づくりをはじめ、団体支援や青少年関係施設の運営等により、すべての子ども・若者の健全育成の推進に取り組みます。
	本年度	千円 621,753	1 青少年を育む地域の環境づくり 8,703万円 社会環境改善事業や（公財）よこはまユース補助事業、青少年の地域活動拠点づくり事業等を通じて、青少年の健やかな成長を地域で支える環境を整備します。
	前年度	664,093	(1) 社会環境改善事業 青少年を取り巻く有害環境対策の一環として、有害図書類の適切な区分陳列対策などの社会環境改善事業を実施します。
	差引	△ 42,340	(2) (公財) よこはまユース補助事業 ア 地域における子ども・若者の育成、自立に関する啓発講座の実施 イ 青少年の居場所の活動支援（2区） ウ 自然・社会体験活動機会の提供 エ 青少年の支援に関わる人材の育成等
本年度の財源内訳	国	—	(3) 青少年の地域活動拠点事業 中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を行う、地域活動拠点を実施します。（5区）
	県	371	
	その他	19,171	
	市費	602,211	
(4) 道志村自然体験推進事業 青少年の自然体験活動の機会の充実と、道志村と横浜市との友好交流の機会を促進するため、道志村における青少年の自然体験活動の推進を図ります。 ア 18歳以下の横浜市民を対象に、道志村内のキャンプ場の施設使用料を助成等 イ 道志村の児童を対象に、1泊2日で横浜市へ受入れ			
2 青少年育成に携わる団体等の支援 435万円			
(1) 地域において青少年育成に取り組む青少年指導員の活動支援 ア 委嘱人数 2,686人（平成27年4月1日現在） イ 事業内容 青少年指導員大会、研修会、全市一斉統一行動パトロール、統一行動キャンペーン、社会環境実態調査等			
(2) 横浜市子ども会連絡協議会等の青少年関係団体や保護司会協議会への補助			
3 青少年関係施設の運営等 5億2,936万円 青少年施設及び野外活動施設の管理運営を行います。 所管施設：横浜こども科学館、横浜市野島青少年研修センター 横浜市青少年育成センター、横浜市青少年交流センター 横浜市青少年野外活動センター（三ツ沢公園、くろがね、こども自然公園）			
4 横浜市子ども・若者支援協議会の運営 101万円 「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、すべての子ども・若者が、他者と交流する中で、自己肯定感を持ち成長できる社会を目指して「横浜市子ども・若者支援協議会」を運営します。			

12	困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実		事業内容 青少年相談センター、地域ユースプラザ及び若者サポートステーションを中心に、困難を抱える子ども・若者の自立支援施策の充実に取り組みます。	
			1 青少年相談センターにおける相談・支援事業 4,889万円 青少年及びその保護者を対象に総合相談や社会参加に向けた継続支援を行います。また、若者支援を担う人材や団体の育成に取り組みます。	
			(1) 個別相談・支援（電話、来所、訪問） (2) 集団支援（グループ活動、宿泊体験、家族支援等） (3) 社会参加体験事業（販売体験、作業体験等） (4) 関係機関等との連携促進及び若者支援者への研修等	
			2 地域ユースプラザ事業 1億1,610万円 地域において不登校やひきこもり状態などにある青少年の自立を支援する「地域ユースプラザ」の運営費を補助します。	
本年度		千円	382,136	
前年度			365,022	
差引			17,114	
本年度の財源内訳	国		103,496	
	県		1,000	
	その他		2,024	
	市費		275,616	
		3 若者サポートステーション事業 4,700万円 職業的自立に向けた相談支援等を行う「若者サポートステーション」の運営費を補助します。		
		(1) 運営か所 2か所 (2) 事業内容 就労に困難を抱える若者及びその保護者を対象として ア 職業的自立に向けた個別相談、セミナー、就労訓練 イ 経済的に支援が必要な若者に対する職業資格取得支援 <社会福祉基金を活用>		
		4 生活困窮状態の若者に対する相談支援事業(若者サポートステーション拡充事業) 6,367万円 若者サポートステーションに相談員を配置し、生活困窮状態にある若者に対する職業的自立に向けた相談支援を委託により実施します。		
		5 よこはま型若者自立塾 3,718万円 ひきこもりや無業状態にある若者の社会的・経済的自立を支援する「よこはま型若者自立塾」の運営費を補助します。また、26年10月から委託により開始した生活困窮状態にある若者に対する長期・継続型訓練を通年で実施します。 ・事業内容 共同生活による以下の生活改善プログラムを実施 ア 合宿型による、地域でのボランティア活動等を通じた訓練 イ 専用施設における農業を通じた長期・継続型訓練		
		6 寄り添い型学習等支援事業(健康福祉局共管事業) 6,932万円 養育環境に課題がある、あるいは生活困窮状態にあるなど、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対して、生活・学習支援等を委託により全区で実施します。 (実施か所数：18区20か所)		

13	地域療育センター 関係事業		事業内容 0歳から小学校期までの障害児の療育に関する専門機関・地域における中核機関として地域療育センターの運営を行います。 また、発達障害のある児童への対応等に関する小学校教職員への支援や発達障害児を対象とした通所支援事業を実施します。		
	本年度	千円	3,283,279		
	前年度		3,229,069		
	差引		54,210		
本年度の 財源内訳	国		67,675		
	県		33,836		
	その他		117		
	市費		3,181,651		
1 地域療育センター運営事業<拡充> 27億8,846万円 心身に障害がある、又はその疑いのある児童の、地域における療育体制の充実などを目的として、方面別に設置している地域療育センターの運営を行います。 また、27年度からは東部地域療育センターの嘱託医師1名の常勤化を行うことで、初診までの待機期間の短縮を図るとともに、保育所等巡回指導依頼の増加などに対応できる相談体制強化のため、幼児人口が多い3センター（東部・北部・西部）に相談員を1名増員します。					
(1) センター一覧及び予算内訳 (単位：千円)					
		センター名	運営法人等	本年度予算	
		1 南部地域療育センター	指定管理者：(福)青い鳥	387,353	
		2 中部地域療育センター		381,488	
		3 東部地域療育センター		400,515	
		4 戸塚地域療育センター	指定管理者： (福)横浜市リハビリテーション事業団	357,351	
		5 北部地域療育センター		322,703	
		6 西部地域療育センター	民設民営：(福)十愛療育会	351,750	
		7 地域療育センターあおば		277,823	
		8 よこはま港南地域療育センター	民設民営：(福)横浜市リハビリテーション事業団	309,474	
		計			2,788,457
※総合リハビリテーションセンターでも同様のサービスを提供しています。					
(2) サービス内容					
相談・地域サービス部門	福祉保健センターが行う療育相談へのスタッフ派遣、保育所や幼稚園などの関係機関への巡回訪問による技術支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援等				
診療部門	診断、検査、評価、訓練指導等				
通園部門	児童発達支援センター(知的障害児) 医療型児童発達支援センター(肢体不自由児)での療育訓練				
2 地域療育センター学校支援事業 1億4,847万円 地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターの専門スタッフが小学校を訪問し、主として自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害等の発達障害のある児童への学校内での対応に関する研修や教職員への支援を行います。 ・実施か所 9か所 (1) 小学校教職員を対象とした研修 一般学級・個別支援学級担任教諭、特別支援教育コーディネーター等への障害に関する研修の実施、学校が企画した研修等への協力 (2) 小学校教職員への技術的支援 児童とのコミュニケーションのとり方、掲示物などの表示方法や教室内の環境設定、教材の活用方法等に関する助言など					
3 地域療育センター発達障害児通所支援事業 3億4,637万円 地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターが運営する児童発達支援事業所において、主として知的に遅れのない発達障害児を対象に集団療育を行います。 ・実施か所 9か所					

14	在宅障害児及び施設利用児童への支援等		<p>1 障害児通所支援事業<拡充> 34億8,284万円</p> <p>(1) 障害児通所支援事業 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）を利用する児童に対して給付費を支出します。</p> <p><放課後等デイサービス事業者数> 130か所（前年度95か所） <放課後等デイサービスの利用児童人数> 4,746人（前年度3,346人）</p> <p><u>(2) 障害児通所支援ステップアップ事業<新規></u> 障害児通所支援事業所のサービスの質の向上を図るため、新たに事業所を指定する際に、事業所運営の中心となる管理者に事業所運営のガイドライン等に関する研修を実施します。 また、区域の事業所と関係機関等が協力して地域の障害児を支援するためのネットワーク構築を、障害児支援に実績のある法人に委託してモデル実施します。</p>
	本年度	千円 5,216,073	
	前年度	4,865,296	
	差引	350,777	
	本年度の財源内訳	国	2,251,611
県		868,124	
その他		15,931	
市費		2,080,407	
			<p>2 学齢後期障害児支援事業 1億1,063万円</p> <p>学齢後期（中学・高校生年代）の主として発達障害のある児童又はその疑いのある児童を対象として、思春期における障害に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、通学先学校等関係機関との調整などを行います。</p> <p>(1) 実施内容 診療（初診、再診）、相談、相談に基づく関係機関との連携支援、家族への相談支援等</p> <p>(2) 実施機関 小児療育相談センター（所在地：神奈川区） 横浜市総合リハビリテーションセンター（所在地：港北区） 学齢後期発達相談室くらす（所在地：港南区）</p> <p>3 メディカルショートステイシステム事業 2,984万円</p> <p>常時医学的管理が必要な医療的ケアを要する重症心身障害児者等を在宅で介護する家族の負担軽減を目的として、介護者の事情により一時的に在宅生活が困難になった場合などに市立病院や地域中核病院等の協力を得て入院による受け入れ（メディカルショートステイ）を行い、在宅生活の安定を図ります。<協力医療機関10病院></p> <p>4 医療環境整備事業 276万円</p> <p>医療的ケアを要する重症心身障害児者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や在宅支援関係者によるネットワーク連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。また、重症心身障害児者のかかりつけ医と一次医療機関・二次医療機関のネットワーク構築に向けて検討を行います。</p> <p>5 障害児入所支援事業等 15億9,001万円</p> <p>障害や養護上の課題により、障害児施設に入所している児童に対する費用（措置費及び障害児入所給付費）を支出します。<27年度見込み数：223人> また、施設に対して職員の加配等を行い、機能強化を図ります。（民営化した「なしの木学園」（新施設名称「ぼらいと・えき」）の運営費助成、平成28年度に開所する重症心身障害児施設に対する開所準備経費含む。） さらに、契約により入所している児童の世帯に対して、措置による入所と同等の費用負担となるように、引き続き本市独自の利用者負担助成を行います。</p>

15	障害児施設の備		<p>1 重症心身障害児施設の整備 35億6,086万円</p> <p>市内の重症心身障害児施設が不足しており、市外・県外施設にも入所せざるを得ない状況となっています。また、在宅で早期に入所が必要な方も多くいる状況です。これらを改善するため、市所管3か所目の施設を整備します。27年度は継続して工事を進め、しゅん工を予定しています。</p> <p><施設種別> 医療型障害児入所施設</p> <p><スケジュール> 22年度：基礎調査 23年度：法人選定 24年度：基本設計 25年度：実施設計 26年度：工事 27年度：しゅん工 28年度：開所予定</p> <p><整備地> 港南区港南台四丁目6番</p> <p><定員> 160人（長期入所 136人、短期入所 24人）</p> <p><整備・運営法人> 社会福祉法人 十愛療育会</p>
	本年度	千円 4,310,709	
	前年度	1,210,809	
	差引	3,099,900	
本年度の財源内訳	国	487,022	
	県	—	
	その他	—	
	市費	3,823,687	<p>2 既存障害児施設の再整備<拡充> 7億4,985万円</p> <p>老朽化や耐震上の問題がある既存の障害児施設について、より望ましい生活環境を確保するために、現敷地内での再整備を行います。</p>
<p>27年度は、福祉型障害児入所施設「なしの木学園（新施設名称：ぼらいと・えき）」の新棟を着工します。また、耐震上の問題がある「白根学園児童寮」は継続して工事を進め、しゅん工を予定しています。さらに、医療型障害児入所施設「横浜療育医療センター」についても、大規模改修に向けた設計を行います。</p>			
<p>(1) ぼらいと・えき（旧 横浜市なしの木学園）</p> <p><施設種別> 福祉型障害児入所施設 <所在地> 泉区下飯田町330番地</p> <p><スケジュール> 24年度：基本調査、25年度：法人選定、基本設計、26年度：実施設計、運営引継ぎ 27年度：選定法人による運営開始（民営化）、新棟着工、28年度：新棟しゅん工、既存棟改修着工 29年度：既存棟改修しゅん工</p> <p><定員> 70人（長期入所 60人、短期入所 10人） <整備・運営法人> 社会福祉法人 試行会</p>			
<p>(2) 白根学園児童寮（耐震）</p> <p><施設種別> 福祉型障害児入所施設 <所在地> 旭区白根七丁目10番6号</p> <p><スケジュール> 24年度：基本設計、25年度：実施設計、26年度：着工、27年度：しゅん工、既存棟解体</p> <p><定員> 34人（長期入所 30人、短期入所 4人） <整備・運営法人> 社会福祉法人 白根学園</p>			
<p>(3) 横浜療育医療センター<新規></p> <p><施設種別> 医療型障害児入所施設 <所在地> 旭区市沢町557番2号 <スケジュール> 27年度：設計、28年度：改修工事</p> <p><定員> 60人（A・B棟 長期入所 56人 短期入所 4人） <整備・運営法人> 社会福祉法人 十愛療育会</p>			

16	社会的養護の充実	
本年度		千円 5,946,174
前年度		5,979,754
差引		△ 33,580
本年度の財源内訳	国	2,456,767
	県	—
	その他	37,534
	市費	3,451,873

- 1 児童福祉施設の整備<拡充>** **6億2,485万円**
- (1) 民間児童福祉施設耐震対策事業として、耐震対策が必要な施設の再整備等を進めます。
母子生活支援施設「くらき」は工事を進め、年度内にしゅん工を予定しています。
新たに、児童養護施設「子どもの園」を現敷地で再整備するための設計を行います。
- (2) 県立中里学園職員公舎敷地に児童養護施設を新たに整備するための設計等を行います。

【施設概要】

整備内容	実施内容	所在区	定員	しゅん工予定
母子生活支援施設「くらき」移設	工事	戸塚区	20世帯	27年度
児童養護施設「子どもの園」再整備	設計	茅ヶ崎市	40人	30年度
児童養護施設「(仮称)中里学園」新設	設計等	青葉区	45人程度	28年度

- 2 里親推進事業** **2,512万円**
- 里親での受入れを推進するために、広報啓発活動、制度説明会、各種研修会を開催するとともに、里親支援専門相談員の児童福祉施設への配置や里親会における研修等の開催、里親間のメンター支援の実施などを行います。

- 3 ファミリーホーム事業<拡充>** **1億8,334万円** (7児童措置費等の内数)
- 家族と離れて暮らす児童を、地域の家庭的な環境の中で養育するファミリーホーム事業を実施するとともに、新規ホーム開設の推進を図ります。 (新規1か所+継続7か所)

- 4 自立援助ホーム事業** **6,717万円** (7児童措置費等の内数)
- 義務教育終了後に児童養護施設等を退所し、自立生活を目指す児童に対して、共同生活の中で就業支援等を行い、自立と生活の安定に向けた援助を行います。 (継続4か所)

- 5 養育家庭支援機能の強化<拡充>** **1億6,625万円**
- (1) 横浜型児童家庭支援センター
支援が必要な地域で生活する家族を、相談支援事業、子育て短期支援事業、区役所や児童相談所等の関係機関との連携により支援します。
また、利便性や児童養護施設等の設置状況から、施設併設型のみではなく、独立型の整備を実施します。 (新規2か所+継続6か所)

- (2) 子育て短期支援事業
家庭での養育が難しい場合、児童家庭支援センターや乳児院、児童養護施設で、ショートステイやトワイライトステイ等の短期的な預かりを実施します。 (新規2か所+継続10か所)

- 6 施設等退所後児童に対するアフターケア事業<拡充>** **3,384万円**
- 児童養護施設等を退所した後に、就職や進学等により社会で自立した生活を安定して送れるように、施設等の入所時点から相談、情報提供、就職・進学への支援、居場所の運営等を実施します。

また、確実な就職に向けた支援として、資格取得資金や大学進学等自立生活資金を給付するとともに、入学時の初年度納入金に対する資金援助を創設することで、経済的な課題により進学をあきらめざるを得ない児童を支援します。 <社会福祉基金を活用>

初年度納入金支援：上限120万円×1/2×3人=180万円

- 7 児童措置費等** **50億9,613万円**
- 児童福祉法に基づき要保護児童を入所施設に措置した場合や里親等に委託した場合、また、母子家庭の母子生活支援施設への入所や妊産婦の助産施設への措置を行った場合に、施設の設備及び運営の基準を維持する費用を支弁します。また、施設職員の加配等を行うことで、児童の処遇向上を図ります。
被虐待児の増加や本体施設の高機能化に伴い、児童養護施設等職員の資質向上のための研修事業を新たに実施し、職員の専門性の向上に努めます。

17	児童虐待の防止への取組の充実		事業内容 平成26年6月の「横浜市子供を虐待から守る条例」の制定を踏まえ、児童虐待防止への取組をより充実させていきます。
	本年度	千円 1,779,592	1 児童相談所の運営と機能強化 11億3,348万円 (1) 児童相談所の管理運営 4か所の児童相談所で、相談や調査・指導、児童の一時保護等を実施します。 (2) 児童虐待防止対策事業 児童虐待の早期発見・早期対応、再発防止や深刻化防止のため、関係機関と協力して在宅支援の強化や日常生活の福祉の向上等に取り組みます。 ア よこはま子ども虐待ホットラインの運営 児童虐待の相談・通告に24時間365日対応 イ 児童虐待の相談・通告への対応 中央児童相談所に緊急対応の職員を配置し、夜間・休日における児童虐待の相談・通告に迅速に対応 ウ 弁護士、医師等の専門家による助言等 支援が困難な事例に対して、専門家による法的・医学的助言等を受け、支援を強化 エ 未成年後見人への助成 児童相談所長が選任請求し、家庭裁判所に認められた未成年後見人に対する助成 (27年度対象児童見込数：7人)
	前年度	1,713,536	
	差引	66,056	
	本年度の財源内訳	国	
県		41,212	
その他		31,216	
市費		1,392,563	
(3) 児童相談所における人材の育成 児童相談所職員等を対象とした、医師・大学教授等の外部専門講師による研修の充実などにより、虐待対応等の援助技術の向上を図ります。			
2 家庭訪問の充実			2億12万円
(1) 育児支援家庭訪問事業(区)(再掲)【8ページ参照】 区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員(看護職嘱託員・アルバイト)が、子育ての不安や孤立感を抱え継続的な支援が必要と認められる家庭を訪問し、育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し、安定した養育ができるよう支援します。 (延べ訪問見込件数：4,527回)			
(2) 養育支援家庭訪問事業(児童相談所) 児童虐待の再発防止等に向け、児童の養育について問題を抱える家庭に、児童相談所から養育支援家庭訪問員(社会福祉主事等)や養育支援ヘルパーを派遣し、相談や家事支援を行います。(養育支援家庭訪問員；8名、ヘルパー派遣予定回数；27年度、5,432回)			
3 母子保健事業の充実(区)(再掲)【8ページ参照】			1億2,455万円
不適切養育につながるリスクが高い未受診者対策を強化します。			
(1) 妊婦健康診査事業 妊婦健診について、母子健康手帳交付時に受診勧奨するとともに、その費用を補助します。			
(2) 乳幼児健康診査事業(未受診者対策の強化) 乳幼児健診等の受診状況を「母子保健システム」で確認し、迅速に受診勧奨を行うとともに相談支援を実施します。また、未受診者の状況把握を進めます。			

- 4 保育所等での見守り強化** 6,193万円
 児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、被虐待児を優先的に保育所等に入所させ、見守りを行うとともに、円滑な園運営のために必要となるアルバイト保育士を配置します。
- 5 養育家庭支援機能の強化(再掲)＜拡充＞【24ページ参照】** 1億6,625万円
 (1) 横浜型児童家庭支援センター
 支援が必要な地域で生活する家族を、相談支援、子育て短期支援事業、区役所や児童相談所等の関係機関との連携により支援します。
 また、利便性や児童養護施設等の設置状況から、施設併設型のみではなく、独立型の整備を実施します。 (新規2か所+継続6か所)
- (2) 子育て短期支援事業
 家庭での養育が難しい場合、児童家庭支援センターや乳児院、児童養護施設で、ショートステイやトワイライトステイ等の短期的な預かりを実施します。
(新規2か所+継続10か所)
- 6 児童虐待防止啓発地域連携事業＜拡充＞** 2,367万円
 (1) 児童虐待防止の広報・啓発と人材育成＜拡充＞
「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づき、11月の児童虐待防止推進月間、及び毎月5日の子供虐待防止推進の日を中心に、関係機関・団体、商店街、交通機関等と連携した広報・啓発事業を身近な地域でさらに進めます。
 また、児童虐待に対応する職員や関係機関の人材育成を推進します。
- (2) 関係機関の連携強化＜拡充＞
「要保護児童対策地域協議会」を開催・運営し、保育所・幼稚園・学校・警察等地域の関係機関や医療機関との連携を強化します。また、市内の地域中核病院等のネットワークを推進し、虐待診断技術の向上や区・児童相談所との連携を進めます。
- (3) 居所不明児童対策の推進＜拡充＞
乳幼児から学齢期の居所不明児を早期に把握するため、学校・区・局・警察等の関連部署が連携して居所不明児童対策を推進します。
- 7 施設等退所後児童に対するアフターケア事業(再掲)＜拡充＞【24ページ参照】** 3,383万円
 児童養護施設等を退所した後に、就職や進学等により社会で自立した生活を安定して送れるように、施設等の入所時点から相談、情報提供、就職・進学への支援、居場所の運営等を実施します。
 また、確実な就職に向けた支援として、資格取得資金や大学進学等自立生活資金を給付するとともに、入学時の初年度納入金に対する資金援助を創設することで、経済的な課題により進学をあきらめざるを得ない児童を支援します。＜社会福祉基金を活用＞
 初年度納入金支援：上限120万円×1/2×3人=180万円
- 8 妊娠・出産サポート事業(再掲)＜拡充＞【8ページ参照】** 3,576万円
 (1) 妊娠・出産相談支援事業＜新規＞
 予期せぬ妊娠など妊娠・出産について悩みを抱え、支援が必要な方への相談体制を整備し、妊娠から出産に至るまでの相談・支援を充実させ、児童虐待の予防につなげます。
(妊娠SOS相談窓口(仮称)設置1か所)
- (2) 産後母子ケア事業
 心身ともに不安定になりやすい産後4か月までの時期に、市内の助産所等を活用し、母子デイケア・ショートステイサービスを提供することにより、産後の支援を充実させ、育児不安の早期解消を図ります。 (延べ利用見込者数：234人 延べ利用日数：1,046日)
- (3) 産後うつ対策事業＜新規＞
 産科医療機関と行政等による産後うつ対策に関する検討会を設置し、産後うつの早期発見とその後の支援のあり方を検討します。

18	ひとり親家庭等の自立支援		1億6,525万円
	本年度	千円	165,250
	前年度		281,564
	差引		△ 116,314
本年度の財源内訳	国		100,671
	県		—
	その他		527
	市費		64,052

1 ひとり親家庭等の自立支援
 (1) 自立支援教育訓練給付金
 職業能力開発の講座受講者に、受講料の一部を支給します。
 (2) 高等職業訓練促進給付金
 看護師等の資格取得のために、2年を上限に修業する期間の生活費を支給します。
 (3) 就職支援セミナー・講習会事業
 就職に役立つセミナーや講座を実施します。
 (4) 母子家庭等就業・自立支援センター事業
 就労支援を柱とした相談、自立支援事業や面会交流支援を実施します。
 (5) 日常生活支援事業
 疾病や就職活動等で一時的に支援が必要な人に、家庭生活支援員を派遣します。
 (6) ひとり親家庭支援環境整備事業
 ひとり親サポートよこはまにおける、ひとり親家庭の総合的な窓口での情報提供・相談や、関係機関の連携強化、ひとり親家庭の交流を充実させます。

2 寡婦(夫)控除のみなし適用 <新規>
 婚姻歴のないひとり親家庭が利用する子育てや福祉サービス等の受給判定及び負担額等の算定において、税法上の寡婦(夫)控除のみなし適用を実施し、対象家庭の経済的負担の軽減を図ります。(対象事業：保育所保育料、日常生活支援事業等)

19	DV被害者等対策事業		3,423万円
	本年度	千円	105,453
	前年度		110,152
	差引		△ 4,699
本年度の財源内訳	国		16,298
	県		16,298
	その他		—
	市費		72,857

1 DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実
 (1) DV相談支援センター
 DV被害者等を対象に、こども青少年局・区福祉保健センター・男女共同参画センターの3者が、相談・安全確保から自立までの切れ目のない支援を行います。
 (2) シェルター等における自立に向けた支援
 DV被害者等の地域での生活に向けて、住まい探し・就労等の課題解決に安心して臨めるように、利用期間にも配慮しながら、専門的に支援する職員の体制を確保します。
 また、周産期対応を行う民間団体に、職員を配置し、支援体制を確保します。
 さらに、DV被害者等のための緊急宿泊事業を実施します。
 (3) 外国籍女性と子どもへの総合的自立支援事業
 民間支援団体との協働により、様々な生活問題を抱える外国籍女性と子どもへの電話や面接による相談・支援を行います。(実施施設：1か所)
 (4) 母子生活支援施設退所後のフォロー支援
 母子生活支援施設退所後1年未満の退所者を主な対象者として訪問・電話相談を行い、自助グループ等の育成や支援者の発掘・育成を行うフォロー支援職員を配置し、退所後の支援を行います。(実施施設：7か所)

2 母子生活支援施設緊急一時保護事業 <拡充> 5,423万円
 DV等により緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に保護し、相談・支援等を行います。また、27年度は新たに実施施設を1か所増やし、受入れ体制の拡充を行います。
 (新規1か所+継続6か所)

3 女性緊急一時保護施設補助事業 1,600万円
 民間の女性緊急一時保護施設の運営費を補助し、受入れ体制を確保します。

4 加害者更生プログラムへの運営費補助 100万円
 DV被害者支援の一環として、加害者更生プログラムを実施している民間団体に対し、その運営費の一部を補助します。(実施施設：1か所)

20	児童手当		<p>1 児童手当 579億3,468万円</p> <p>児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長を目的として、当該児童の養育者に手当を支給します。</p> <p>(1)対象 中学校修了までの児童</p> <p>(2)手当額 (児童1人あたり)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>3歳未満</td> <td>月額 15,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上 小学校修了前</td> <td>第1・2子 月額 10,000円 第3子以降 月額 15,000円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>月額 10,000円</td> </tr> </table> <p>・施設入所児童 (出生順位にかかわらず一律)</p> <p>3歳未満 月額 15,000円</p> <p>3歳以上 月額 10,000円</p> <p>・所得制限超過者 (特例給付として支給)</p> <p>児童1人あたり 月額 5,000円</p> <p>(3)支給月 6月・10月・2月に前4か月分を支給します。</p> <p>(4)月平均児童数 472,409人</p>	3歳未満	月額 15,000円	3歳以上 小学校修了前	第1・2子 月額 10,000円 第3子以降 月額 15,000円	中学生	月額 10,000円
3歳未満	月額 15,000円								
3歳以上 小学校修了前	第1・2子 月額 10,000円 第3子以降 月額 15,000円								
中学生	月額 10,000円								
本年度	千円	57,934,676							
前年度		58,877,881							
差引		△ 943,205							
本年度の財源内訳	国	40,450,473							
	県	8,742,096							
	その他	8,300							
	市費	8,733,807							

21	児童扶養手当等		<p>1 児童扶養手当 103億2,562万円</p> <p>ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給します。</p> <p>(1)対象 18歳の年度末まで (中度以上の障害がある場合は20歳到達まで) の児童の養育者</p> <p>(2)手当額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>全部支給</td> <td>月額 42,000円</td> </tr> <tr> <td>一部支給</td> <td>月額 9,910円～41,990円</td> </tr> <tr> <td>第2子加算</td> <td>月額 5,000円</td> </tr> <tr> <td>第3子以降加算</td> <td>月額 3,000円</td> </tr> </table> <p>(3)支給月 4月・8月・12月に前4か月分を支給します。</p> <p>(4)月平均児童数 33,270人</p> <p>2 特別児童扶養手当事務費 <新規> 1億6,086万円</p> <p>27年4月に特別児童扶養手当の認定事務等が神奈川県から本市に移譲されることに伴うシステム開発費や運営費等を計上します。</p> <p>なお、手当は、国から直接、受給者に支給されます。</p>	全部支給	月額 42,000円	一部支給	月額 9,910円～41,990円	第2子加算	月額 5,000円	第3子以降加算	月額 3,000円
全部支給	月額 42,000円										
一部支給	月額 9,910円～41,990円										
第2子加算	月額 5,000円										
第3子以降加算	月額 3,000円										
本年度	千円	11,608,569									
前年度		11,557,523									
差引		51,046									
本年度の財源内訳	国	3,576,695									
	県	—									
	その他	20,054									
	市費	8,011,820									

【制度概要】

障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、当該児童について手当を支給します。

【対象児童数】 (H27.3末現在)

重度障害児 2,556人 中度障害児 3,140人

3 特別乗車券の交付

11億2,209万円

児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯の経済的支援として、市営交通機関、民営バス及び金沢シーサイドラインに無料で乗車できる特別乗車券を交付します。

(1)対象 児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯

※世帯に1枚交付

(2)交付見込数 18,089人

22	子育て世帯臨時特例 給付金給付事業		1 子育て世帯臨時特例給付金 16億1,275万円 消費税の引き上げによる影響等を踏まえ、子育て世帯に対 する臨時的な給付措置として、子育て世帯に対する臨時特例 給付金を支給します。
	本 年 度	千円 1,612,752	(1) 支給対象児童 基準日（平成27年5月31日）における平成27年6月分の 児童手当（所得超過による特例給付は対象外）の対象とな る児童。 ただし、基準日より後に生まれた児童や基準日以後に死 亡した児童は対象外。 ※施設入所児童については、児童本人に支給。 ※児童手当と同様、支給対象者がDV加害者である場合は 児童を同伴するDV被害者に支給。
	前 年 度	—	(2) 給付額 消費税率の引き上げの影響等を踏まえ、特に配慮が必要 と考えられる低所得の子育て世帯に対して手厚い措置を講 ずる等の観点から、市町村民税（均等割）が課税されてい ない者を対象とする簡素な給付措置（1人当たり6千円） の支給対象世帯を含めて、対象児童1人当たり3千円を支 給します。
	差 引	1,612,752	(3) 支給対象児童数 423,043人
本年度の 財源内訳	国	1,612,752	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	—	

23	母子父子寡婦福祉資金貸付事業 (母子父子寡婦福祉資金会計)		1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 13億2,764万円 (母子父子寡婦福祉資金会計) 母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立を促し、児童の 福祉を増進するための各種の資金貸付を行います。
	本 年 度	千円 1,327,645	(1) 対象者 ア 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦又はその児童等 イ 40歳以上の配偶者のない女子で現に児童を扶養してい ない方
	前 年 度	956,666	(2) 主な資金 修学資金、就学支度資金等 (12資金)
	差 引	370,979	(3) 貸付利子 無利子又は年利1.5% (4) 償還について 期間：据置（6か月又は1年）後3年～10年以内 滞納者に対して直接通知・訪問・電話で償還業務を行 います。
本年度の 財源内訳	国	—	(5) 貸付限度額(例：修学資金…第1学年・自宅通学) 私立高校：30,000円/月額 私立大学：54,000円/月額
	県	—	(6) 国への償還及び一般会計への繰入れ 剰余金が国の定める基準額を超えた場合、基準額を超える 部分の一部を国へ償還します。（5億3,540万円） また、国へ償還した場合、基準額を超える部分の一部を、 特別会計から一般会計へ繰り入れます。（2億6,709万円）
	その他	1,300,962	
	市 費	26,683	

【横浜の未来像を表す新ロゴマーク】



風車の羽をモチーフにしたマーク。ヨコハマに吹く
自由で開放的な風をイメージしたものです。

3つの異なる四角形は、ヨコハマの多様性を表して
います。

CHILD AND YOUTH BUREAU

こどもせいしょうねん

